

平成15年 第2回沼田町議会定例会（2日目） 会議録

平成15年6月15日（日）

午前15時05分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	4 番	久 保 寛	議 員	5 番	津 川 均	議 員
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員	
13 番	大 沼 恒 雄	議 員				

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	教育委員会委員長	高松慶子 君
農業委員会 会 長	中 山 勝 君		

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	松 田 剛 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	健康福祉課長	中 村 幸 雄 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園園長	半 田 昭 雄 君
旭寿園園長	野 原 耕 次 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠 田 繁 彦 君	次 長	金 平 嘉 則 君
-----	-----------	-----	-----------

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長	（矢 野 潔） 君
------	-----------

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 子 幸 保 君	議事係長	浅 野 信 行 君
------	-----------	------	-----------

(開会宣言)

- 議長（吉田好宏議長）皆さん、ご苦労様でございます。今回、初めての試みということで、サンデー議会を開催するにあたり、このように多くの方々が傍聴に来ていただき、誠にありがとうございます。サンデー議会開催の目的は、町民の方々に議会活動を少しでも、理解してもらうことと、まちづくりを身近に感じてもらうためのものです。一般質問する議員、答弁者も傍聴にいられている町民の方々にわかりやすく理解されるよう議論をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。それでは、ただいま定足数に達しておりますので、これより、2日目の会議を開きます。
-

(会議録署名議員の指名)

- 議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番 久保議員、11番 野議員を指名致します。
-

(一 般 質 問)

- 議長（吉田好宏議長）日程第2、一般質問を行います。始めに、町長に対して、通告順に順次発言を許します。5番、津川議員、新しい米政策（米政策改革大綱）に対応した沼田町農業基盤の確立についてを、質問して下さい。5番

○5番（津川 均議員）5番 津川です。冒頭、今程議長がおっしゃりましたサンデー議会、本当に私も町民の皆さんが是非、身近に少しでも議会を感じられるようにと思っていましたから、職員の皆様には、休日にもかかわらず大変ご迷惑をおかけするわけですが、暖かく御理解をいただいて開催出来ます事を、本当に敬意と感謝を申し上げたいと思いますし、こういった形ばかりでなくてナイター議会だとか、移動議会だとか、そういう方法もあるという話もお伺いしておりますので、またの機会に是非又こういった機会をもうけていただきたいというふうに思います。それでは早速質問の方に入らせていただきます。沼田町の農業基盤のこれからのあり方について町長も執行方針の中で豊かでうるおいのある農業振興という事で表明をされておりますけれども、この点についてもう少し具体的にお伺いをしたいと思います。ご案内のように昨年の12月に米大綱政策大綱が国の方から決定をされました。それに合わせて道議会の方でも、道農政部が経営と構造と生産と販売の4

つを柱にした、将来の北海道の農業の姿というものを、今一生懸命具体的に検討をされている中でございまして、これらの中身で一番重要なポイントになっているのが、これまでの農業とは違う抜本的な考え方、特に国が主体のこれまでの農政ではなくて、今度は地域で、それぞれの地域の特色をいかした、特徴をいかした、しかも十分その地域の中で創意工夫をこらした農政というものを、それぞれ確立をなささい。地域でその姿を求めなさいという中身でございまして、私はこの沼田で今、行なっておりますファクトリーを利用した米づくり、米の保管、このことが十分にこの意に沿っているというふうに思います。雪の冷気を利用して米を保存して劣化を防ぎながら消費者に提供をしていく、極めて国の方針にのっとった今取り組みだろうというふうに思っております、これが認められれば、沼田は何も問題は、ないんだろうなと思いますが、しかしこれまでの農政というのは、あくまでも新しい取り組みでないと認めないよというほとんどそういう定番になっておりまして中々これまで続けてきたこの沼田の取り組みというものが、その新しい国の求めるあるいは、道の求める農業政策ではないんだろうというふうに思っております。そうすると中々これから新しいものを見出していくといっても大変難しいものがあるんでないかなと特に北海道の中でもこの沼田の農業というのは、技術的にもあるいは、経営の方針にしても農協の体制にしても先を進んでいるというふうに自負をいたしておりますけれども、そうなりますと益々この新しい取り組みというものがどういったものに取り組んでいいのか、難しくなるというふうに思っております。昨年、水田農業の緊急対策として日本型ＣＴといわれるものですがけれども２００億の予算付けがされまして、最終的にはこれで消化をされたのが６０億しか消化をされなかった。当初この政策が出された時には米の下落対策だよと米の値段が下がったからある程度地域で自由に使っていいよという基本に乗っ取って出来た政策だというふうに聞かされております。しかし実際にこれに色々と計画から実行に移すまでの計画書たてても認められない。国は使いなさい、自由に使っていいよといいながらもそういったところで中々こう自由に使えるような形にさせてもらえない。そういうところが確実にあるわけですから今度の新しい大綱の中でも、今詳細についての検討が行われておりますけれども中々そういった面では、難しいんではないかなというふうに考えてございまして、その辺、町長はどういうふうに考えておられるのかお聞きをしたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長

○町長（西田篤正町長）ご質問の米政策大綱につきましては、今おっしゃられた通りでありまして、私どもとしても今までの国からそれぞれの支援を受けて農業者の皆様方が色々携わっていたんでありますけれども、生産調整システムから一切のものを平成２０年には切り離すという考え方の案でありますから、この先大変な事にな

るだろうなと思っておりますし、町村会あげてかなりの反対運動を進めているところでもありますけれども、今までの農政といいますか国の農業施策というのは、どうも後手に回っているといいますか、世界の外交下手なのかどうか分かりませんが、とても非常にWTOにしても、日本の国の実情を海外諸国に訴える事が出来なくて最終的には、その腹づもりをさせられているというのが、実態だろうとこれは、農民協の委員長をやってらっしゃりますんで津川さんの方が詳しいだろうと思いますけれども、そういう中でその従来のシステムを変えて本当に農業が生きていけるかどうか、これは、今申し上げましたように町村会も心配、危惧しているところでありまして、国の関与を出来るだけ段階的にあまり痛みの伴わないような状況でやるべきだという案を言っているわけでもありますけれどもそういう状況にはならないようでありまして、国会議員の先生方の中も非常にそういう農業を理解する先生方が少ないという実態だという要請に行った時によく聞かされますけれども、それ程世界的には、日本の国内では食料の事情はそう悪くはない。確かに自給率は低いんではありますけれども食料の供給で困難をきたしている事の実態は無いという事での考え方が、そうなるんだろうと思います。困った時は、いつでも輸入すれば間に合うんだという考え方が非常に霞ヶ関では強いようでありますから、そういうもとにこういうものが出てくるんだと思いますけれども、いずれにしても私もは、道庁にもそれぞれお願いしておりますのはですね、早い時期に北海道が北海道の農業をどうしようかという事を、きちっと出してください。これは、今ご質問の中で4点程おっしゃられておりましたけれども、それを基本にして、今道が検討しております。しかしながら北海道庁も具体的な水田地帯のこういう専業農家をどうやって守っていこうかという事に非常に問題点があるといいますか。そこまでのいい案が出ないというのが実態だろうと思います。それと合わせて現在のところまだ転作に変わる方法として産地に交付するお金、これをどういうふうなもので市町村あるいは農家の皆さん方に落とすかという事を、まだ具体的な案が出ていませんので、この12月までに農水としては何とか提示をしたいという事でもありますけれども、なんせ先にありきでどんとものが出てきまして、後で色んな事をつめてくるわけですけど、その時にはきちんと固まった段階で降りてきて先ほどのようにですね、200億が60億位しか使えないという実態が、過去には、いくらでも例があるわけですから当面は、私どもとしては、今申し上げましたように北海道・あるいは農水省に対してましてですね、農業が痛みを伴わないそういう段階的な激変緩和といいますか。こういうものを、きちっと考慮して、早い時期にですね、考え方をしっかりと出していただくと、その事を私どもは出たものを論議しながらそういう中央に対する要請運動をしてかんきやなんというふうに思っております。先ほどお話がありましたように、米で生きて行くと言う事での沼田の将来方向が決められている

訳でありますけれども、非常にそういう面では、米だけの専業地帯というのは、これから非常に苦しい状況になるのかなあ、そんな風に思っていますので、出きる限り農協あるいは、農民協の皆さん方もそうでありますけれども関係する諸団体と連携をとりながら農家の皆さん方の意向を組み上げて、そういう対応をさせていただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい

○5番（津川 均議員） 一再― 考え方も私、全く一緒なんですけれども只、本町の水田農業のビジョン、それぞれの団体長さんあるいは農事組合長さん達、関係機関、そういう方々で構成で作る沼田町水田農業推進協議会こういったものの中で多分こういうものは検討されていくだろうなあと思っておりますけれども、しかし先程申し上げましたように今回の大綱というのは、本当に根本的なところから考え直さなければ、いけないのかなあという気が私はいたしております、特に例えば沼田町の水田面積というのは、3,000町歩ありますけれども、今2,000町歩程になっておまして、後は転作している訳ですけれども沼田で本当に作る米を作付け出きる面積というのは、どの程度なんだ。後の部分については転作の本格化という事も考えなくてはならないのではないかな。そういうところまでしっかりと原点に戻って考え直さなければならない。農家戸数も今減ってきているわけですが、確かに大型の機械を使えばそれなりに処理は出きるんですけれども、それでは、又どんどん機械依存型の農業になっててしまうという点からするともっと効率のいい、しかも適切な沼田の水筒の作付面積というのは、どれ位なんだという事をしっかり考えなおさなければならないというふうに思っておりますし、今回の中で過剰米、これの処理方法こういったものももう国にまかせるのではなくて自分達作ったものが自ら責任をとってこの過剰米の処理というものをかんがえていかなければならないというふうに思っております。しかし今飼料米だとか青刈りだとかほとんど投げるような値段で、投げるような形で処理しかできない。そうではなくて、例えば米から出きる開発ものを色々考えとか加工製品の開発を考える。こういった部分も大変重要な部分でないかなというふうに思っております。今回、農業総合対策の中で30万程予算をみて米のジュースですとか米のプリンですか。そういったものの開発も考えているようですけれどもこれ以外にも例えば米で作ったパンというのが、結構評判がいいですとか、トレイ・器、米で製品で作るものもある。こういったものもプラスチックですと処理をする時にどうしても有害なガスが出たりしますけれども米のトレイはそんな事がない。自然にやさしいという事で評価もあるように聞いております。こういったふうに色々な開発があるわけですからこういったものも考えていかなければならないというふうに思っておりますし、その他に都市と農村の共存が出きるような仕組み。こういったものも考えていかなければなら

ない。あるいは、担い手の対策も考えなければならない。今食品の安全製というの
も考えていかなければならない。こういうふうにも多様にかんがえなければなら
ない、検討しなければならぬ中身をもっておりますから、確かに沼田町の水田農業推進
協議会これは素晴らしい組織であるというふうに思っておりますけれども、けっし
てその事にだけにこの協議会が専念できるわけではなくて、色んな仕事を又抱えてい
るわけですから、私は出れば、こういう組織とは別に専門に今いったような事を、
総合的に検討出来るような専門のプロジェクトチームみたいなものを作る必要があ
るのではないかなあという気が致しております。今申し上げましたように都市だど
か消費者との共存も考えていかなければならないという事になれば、そのプ r p
ジェクトチームの中に当然消費者だとか一般の商工会の方も入ってきていただいて、
そういう専門のプロジェクトチームで検討する事が町全体として農業に取り組むん
だという姿勢にもなるんじゃないかなあというふうに思っておりますので、こうい
ったプロジェクトチームの創設みたいなものの考え方があれば、お聞かせをいただ
きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長

○町長（西田篤正町長）現在の予算の中では、あえてそういう事を考えていたわけ
ではありませんけれども、去年ですか今年の新春経済懇談会という事で若い人達に
お集まりいただいて、お話をした時ですね、地元の農業者の皆さん方、農業の一
つの問題にしても消費者側といいますか、商工会の皆さん方もお入りいただいて検
討される事がいいんじゃないかという御提言もいただいておりましたんで又、十分
検討させていただきたいと思います。特にお話がありましたように沼田の米をどう
しようかという事になりますと当然、消費者の皆様方の考え方、協力をえなければ
なりませんので、プロジェクトという形にするかどうか別にしまして何らかの形で
そういう懇談をしていただくという機会を設けさせていただきたいというふうに思
います。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番

○5番（津川 均議員） 一再々ー 町長も十分御存知の事だろうと思いますけれ
ども今年にきても米の価格が入札では、下がっている状況、私達水稻経営者は本
当に再生産ができないところまで今、きております。この後例えば18年からもう一
千万、今の消費税の免税点が1千万まで下げられてしまいましたから所得税がでな
くても、その一千万を超える農家については、最低15万円の消費税を払わなけれ
ばならない。この間、農民協の組織で少し試算をさせてもらったら、大体今230
戸の農家があるんですけれども、その内の170戸位がその対象になるようです。
全額で合わせると最低の金額を見積もっても3,000万はくだらないだろうと今
まで一切出さなくてよかった消費税を今度は黙っててもってかれる。極めて厳しい

状況になります。私が今一番危惧しているのは、やっぱり早急にせいぜい後2、3年の内に間違い無く沼田農業というのは、こういうふうになっていく、農業の経営というのは、こういうところで頑張れば生き残っていけるんだよという方向が見えないとこれがあと5年も10年もたつのであれば、とってもじゃないけれどこのままでは経営は続けていけない。そうすると、その農業者年金が当たる前に借金が増えない内に今の内に辞めてしまった方がいいんでないか、リタイヤするんでないか、飛び込みでそういう人が出てくるんでないかという、そういう心配があるだけにです、是非この沼田の農業のあるべき姿というものを、1日も早く作り上げていただいて、それぞれの農家の人達にしっかりとお互いにその気持ちを固めていただいて、生き残っていく、そういう姿勢を作っていただきたいだけに再度こういったプロジェクトのチームの検討を御期待申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長

○町長（西田篤正町長）内容を十分理解させていただきましたので、農協。JA共十分協議をしながら、そういうプロジェクトといいますか、そういう研究。検討をするものを作るべきかどうかという事も含めて、前向きに検討させていただきたいというふうに思っているところであります。農家の皆さん方も沢山、傍聴にきていらっしゃるんです、私からも特に答弁の中でお願いをしたいというふうに思いますけれども従来の国の農政というのは、先程も申し上げましたように非常に後手、後手の農政であります。その中でこういう弱小の町村がですね、政府に先がけて新たな農業の支援策、農業の転換策を考えるというのは、中々難しい事ではありますけれども、やはり農業を基幹産業として生きていく町だとすれば、何らかの生きる道を探していかなければならないだろう。見つけださなければならぬ。その為には、私共行政もやはり沼田の行政の未来、こういうふうにあってほしいというものの検討は、十分するべきだと思いますし、させていただきますけれどもJAはもちろんそうでありますけれども農家個々の皆さん方も、自分の職業というか自分の生きる道を、探るためにもやっぱり積極的な知恵を出していただいて行政あるいはJAの果たす役割、あるいは、道・国に対する要望そういうものを整理しながら共にこの農業の厳しい時代を乗り切っていく、そういうような事の連携をとっていただければ、そんなふうに思っているところであります。いずれにしましても基幹産業は農業でありますから、精一杯の努力をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）はい、次に7番、上野議員 第2次産業の振興についてを質問して下さい。上野議員、（1）（2）（3）（4）について一括して質問いただき

ます。

○7番（上野敏夫議員）今日は本当に沼田にふさわしい天候に恵まれサンデー議会が行われるという事で質問させていただきますけど、沼田町の活性化には、工業分野の産業振興が大変必要不可欠だと思います。企業誘致以外の工業振興について質問致したいと思います。まず1つとして誘致以外ではどの程度の予算をとりどんな事業を行っているのでしょうか？2つ目といたしまして農業、商業、工業振興に対する予算配分比率をお聞かせ願えたらと思います。3つ目といたしまして、振興事業の費用対効果の検証結果をお聞かせ願います。4つ目と致しまして企業化支援制度や補助金制度は、色々沢山あるのですけれども十分効果が上がっているとお考えでしょうか？町長よろしく願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長

○町長（西田篤正町長）御質問の中でちょっと私も分からないところがあるんですけど企業誘致以外でのどの程度の予算を工業の振興に使っているかという質問でありますけれども、これは、具体的に工業に対する支援というのは、私どもの町でやっているのは、今現在新産業サポート事業という150万程度の新しい事業といいますか、そういうものを興した時に支援する制度がある位であります。只、中小企業に対する利子補給ですとか商工業と商業と工業とが絡んで、どこでどう分けていいのか私もちょっと分かりませんので答弁ちょっと困るんでありますけれども、中小企業の皆さん方の借り入れをしたところの利子補給の部分ですとかそういう部分のかなりの部分の支援をさせていただいておりますけれども、今申し上げましたように明確にその商業と工業どういうふうに分けるかという事が、こういう部分ではどうだろうかという質問があれば又お答えさせていただきたいと思いますが、現状では、そういう利子補給あるいは融資制度の仲介をするという事、新産業サポート事業の新しい事業に対する支援対策、そんなものが中心になっているところであります。それから農業、商業の予算の比率でありますけれども、これも中々区分が難しい状況にありまして、当初予算で比較しますとすでに予算書がいつてらしゃるんでお分かりかというふうに思いますけれども全体の予算の中で農林水産業の比率はですね予算の中で12.3%、商工費につきましては、1.0というふうに書かれておりますけれども、この商工費を又商業と工業に分けるとなると中々ちょっと分けづらい。これも御理解いただきたいというふうに思っております。御質問の内容からすると農業に対する支援に比べて商工業の支援が少ないという意味のご質問なのかというふうに私はとったのでありますけれども、御理解いただきたいのは、農業に対する予算というのは、ほとんどが国の制度上の予算でありましてですね、単独の費用というのは、そう多いものではありません。例えば今年も予算を組んでおります。米バラ施設の選別機なんかはですね、補助金をもらうために町が事業主体になって

やっておりますけれども2分の1を国からいただいて残り半分は農協からもらっているわけですから、実質予算の中の比率でいきますと非常に農業費が多い比率になりますけれども、そういう状況にはない。それから例えば国営事業のダムの管理ですとか、そういうのも全部委託で受けてますから、そういうのも全部この予算に入っているわけですね。ですからもうちょっと具体的になんとなんに対する費用を比較してくれという事であれば、もうちょっと詳しく答弁が出きるかなというふうに思っているんでありますけれども、現状はそういう比率になっております。予算の比率だけみますと非常に商工業に対する比率というのは低い。そういう実態になっていると思います。次の振興事業の費用対効果といいますと振興事業の範囲がどこまでかわからないんですけれども、どういうふうにお答えしたらいいのか？さかに首をひねったんですけれども、私どもが町の振興の為に使う費用というのはですね例えば商店ですとかあるいは会社の経営している場合と違って例えばいくら投資したからいくら儲け、純利益が上がるとか何ぼで売れば、どれだけの利益があるという算出するのというのは、非常に行政の経費というのは困難な部分が多くて、中々数次でなんぼの効果がありましたといういい切る事が難しいのかな、私は、そんな風に思っております。只、それぞれの商工振興にしても工業振興にしてもそれぞれのものに対する振興の支援事業というのは、それなりの効果があって町民の皆さんの御理解、あるいは議会の皆さんの御理解をいただいて予算化をさせて翌年度、あるいは何年かかかって事業の進捗状況を見ながら相対的な評価を加えて新たに何をしようかという事につながっていくんだろうと思いますんで私どもとしては、中には投資した部分の効果が無いという事業もないわけではありませんけれども、それはそれなりの反省をしながら新たな総合計画に基づいて、今第4次の総合計画でありますけれども、総合計画に基づいてそれらの見直しをかけながら、そういう事業の検証を計っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

4番の企業化支援制度あるいは補助制度、制度上の色んな農業・商業・商工業だけではなくて色んな分野での補助金ですとか、支援制度はありますけれども、それらは、やはり今のこういう厳しい状況の中で私どもとしてはかなりの見直しをかけながら、その事業の選択を、支援の選択をさせていただいております。議会の論議の中で、私どもと考えている部分と違うような制度の支援そういうものがあれば、私どもとしても考えをさせていただきたいというふうに思いますが、現状そういう厳しい予算の中で、あらゆる角度から検討を加えて補助制度を実施しておりますので、大方の部分でのご理解はいただけるものだというふうに判断はしております。

○議長（吉田好宏議長） 7番

○7番（上野敏夫議員） 一再— 私も農業をやっておるのですけれども、後継者だとか農業の方々が沼田の企業に勤めたりアルバイトしたりするという事もありまして、

工業についての支援を考えてほしいなあという事で質問をしておりますけれど。農業の生産高というのは、耕地面積に制限されますけれど、サービス収益。地域の人口によって制限されますね。サービス業はね。しかし工業製品の売上は基本的に制約がないと思います。沼田町の炭坑閉山後、町内の有志がいくつかの会社を設立したんですけれど、今はその元気がないように思います。その為に工業の予算を事業予算を組むべきでないかと思います。それと新しい事業を始めたいと沼田で考える方がおりまして残念ながら一歩前に出ません。市場調査更に設立準備、資金集め、立ち上げ用の立ち上げやらPRやら営業活動、事業継続等沢山の乗り越える壁が大きいのです。一緒に汗を流してくれるプロが沼田にいれば、壁も低くなって沼田の活性化更に起爆剤になりえる。そういう業をおこす支援プロジェクトを予算化するお考えはありませんでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長

○町長（西田篤正町長）わかりました。地元の就労先といいますか。働く場所を確保するためにも工業振興をしたらどうかという御質問でありますけれども、近年チェックポイントの撤退あるいは東海アルミ箔の撤退という事で、あいついで企業の撤退をし、その中で働いていた皆さん方の職場が失われたという本当に誠に残念な事態があった訳でありますけれども、町としてもそれ以来懸命に努力をさせて頂いております、執行方針の中で申し上げましたように今、外資系の企業が6月中には、はっきりするだろうと思いますけれども、当初は5人規模位の企業でありますけれども将来的には、ICチップの新しい分野での製品の開発という事で話がきておりまして、相当数の雇用が見こめるだろう。これも19年までには、事業計画を頂いたところでありますけれども、かなりの規模での事業計画内容になっておりますので、町としてもそういう支援をしながら努力をさせて頂きたい。そういう新しい事業・あるいは新しい企業に対する支援こういうものは、私どもは誘致企業に対する支援制度は持っております、それを適用できますし、それ以外にも今回は議員の皆様方にもお話を申し上げましたように道路事務所、開発の道路事務所の私どもが今、宿泊棟として購入を致しました建物を、どういう形かまだ決めておりませんが、そこを利用していただくという、そういうような支援もさせて頂いておりますし、もう1つには、プラスチック廃材の企業につきましても今月中におそらくはっきりするだろう。それぞれの関係融資先がもう決まったというお話を聞いておりますので、これも間違いなく来るだろう。これはもう動きはじめますと確実にすぐ30人規模の雇用が生まれる訳でありますから、これは恵比島地区の皆さん方の理解をいただいて用地も恵比島小学校の跡地に予定をしておりますし、私どもも先般、この事業者に対しましてもですね。地元優先で雇用をするように強く要請をしております。工場の建物についてもほぼ了解をいただいておりますけれ

ども地元の建設業の協会を利用するとそんなところまで、お話をさせていただいておりますので、こういう1つ1つが地域の雇用につながり、あるいは、工鉦業の振興にもつながっていくだろう。そんなふうに思っているところであります。もう1つは、お話にありました新しい事業に対するそういうアドバイス、これは、中々私ども専門的な知識をもっている職員がおりませんので、それをアドバイスするというのは、難しい状況にありますけれども必要があれば、そういうアドバイザーを呼ぶための費用ですとか、そういうものは従来からも商工会を通じてそういう事が支援できるような考え方になっておりますので、是非地元の商工業の皆さん方は商工会にお入りになられていると思いますから商工会を通じてそういう要請をしていただければ私どもとしても出きる限りの支援をさせていただきたい。新たな企業については必要があれば、私どもが直接そういうお話をさせていただいて支援をさせていただきたいと思います。それからPRですとか色んな分野につきましては、先般も誘致企業の正和さんという会社があるんですけれども非常にやはり経営が難しいといえますか。受注が減って非常に大変なんだというお話を聞かせていただきまして、私どもの職員が道経連の訪問をさせていただき道経連の紹介をいただいて、苫小牧のトヨタ自動車に職員ともども訪問させていただいたり、かなりの部分での仲介役をさせていただいております。訪問先の企業が行政がここまでやるんですかとびっくりした位だというふうに聞いておりますから、私どもとしては従来のやり方が決して、沼田の商工業の皆さん方に対する手厚いといえますか。行政として出きるだけの事をしてあげているというふうに感じておりますが、なおかつ不足な点がありましたら、又、御指摘をいただいて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）7番よろしいですか？

○7番（上野敏夫議員）はい

○議長（吉田好宏議長）それでは、8番、絵内議員 後継者の花嫁対策についてを質問して下さい。

○8番（絵内勝己議員）8番、絵内です。はじめに後継者の花嫁対策という事で御質問をさせていただきたいと思います。ご案内の通り本町の基幹産業が農業であります。後継者の花嫁さんをもらわなくてはいけない男性が、非常に多くみられます。また、嫁さんをもらわなくてはいけないのが、農家ばかりでは、ありませんで商工会の青年の皆さん方も数多くおられるというふうに私は聞いております。こういった問題が野放し、野放しという言葉は適切でないかもしれませんが、言うなれば1つの大きな社会問題ではないのかな。そんなふうに考えます。従いまして町としてもそういった1つの女性との出会いの場といいたいでしょうか。そういったきっかけを作る事も必要でないのかな。確かにこういう問題に対しまして、あまり追求していきますとプライベート・プライバシーの関係も出てきますので、この問

題は非常に難しいものだと思います。しかし何らかの機会を作っていくべきだと思いますけれども、町長の見解をお伺い致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長

○町長（西田篤正町長）今、御質問の内容の通り農業後継者の皆さんだけでなく全体にそういう晩婚の傾向がありましてですね。非常に婚期が遅れているといえますか。本人はそう思っていないかもしれませんが、私どもから見てそう感じるところがあるわけでありまして、特に基幹産業であります農業においてはですね、資料をいただいたところによりますと47名位、50代まででいらっしゃるという事であります。これらに対しては町はどうするんだという事でありまして、私どもとしても従来とも農業研修生、女性の研修生の受け入れ事業をずっと継続的にやっております、それなりの効果を得ているだろうと思います。特に平成9年・10年では、お見合い大作戦というような事で、それぞれお会いしていただいた中で1組が成立をしておりますし、その後12年・13年先ほど申し上げました花嫁対策事業として実施したものが、1組づつそれぞれ実現をしている訳であります、それ以外にさまざまな形で出会いの機会を設けています。いずれにしてもその機会を設けるという事は、今、絵内議員おっしゃるように私どもも出きるだけ努力をさせていただきたいというふうに思いますけれども、そういう意味ではですね、当事者の積極性の姿勢といえますか、そういうものが非常に決め手になるというお話しを、よく色々な方にお聞かせいただくものですから、そういう意味での花嫁さんと女性と男性と合わせる機会ばかりではなくて、沼田の独身の男性がそういう積極的に行動できるような青年であってほしいという事もありますので、そういう交流といえますか、青年同士の仲間内の交流をもっと促進する事によってそういう機会が、こうかさなってくるのかなあ。そんなふうに思っておりますので、そんな努力をさせていただきたいというふうに思います。いずれにしてもそういう商工業あるいは農業あるいは勤労者の中にもそういう方がいらっしゃいますので、そういう機会を設けてですね、お互いの交流する場所を、出きるだけ多く儲けていきたい。そんなふうに思っておりますので御協力をお願いもうしあげたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番

○8番（絵内勝己議員）一再— それで、後継者といいましても嫁さんをもらわなくては、大変失礼な言い方ですけども、1人で後継者とは私は絶対に表明できないと思うんであります。農業にしてもどういった職についてでもそうであります。そういった意味におきまして是非積極的な行動というのが、今まで以上に進めさせていただきたいと思うのであります。農業関係ばかりではないかもしれませんが農業政策、そして又、農業の勉強も非常に大事でありますけれども、こういった問

題というのは、今日はじめたから明日からすぐどうこうという問題ではないわけ
あります。従いまして農業政策と合わせて勉強そして又こういった花嫁対策という
のも平行してですね、三本柱として取り組む位の姿勢として私は町としても望んで
いただきたい。そんなふうに思う訳であります。私達沼田町は御案内の通り本日の
このサンデー議会を始め雪山の関係ですとか又行刑施設の導入等についての関係の
ように御案内の通り管内、道内全国に先駆けての1つの取り組む姿勢というのは、
やはり町長の姿勢の現れだと思っております。そういった事を考えて、こういっ
た1つの機会を作るという事は、非常にある意味の面においては無駄な面が私はあ
る時もあるかもしれません。しかし、無駄があってもこの問題については、積極
的に取り組む必要があるというふうに思いますけれども、その辺の町長のお考え
いかがでしょうか？

○議長（吉田好宏議長）はい、町長

○町長（西田篤正町長） 今、申し上げましたように積極的な取り組みをするよ
うに、又、議会とも相談をさせていただきたいというふうに思いますけれども、今回
の政策予算の中にも未来塾の拡大というのがでてるかと思いますが、私どもの目で
見てどう判断するかというよりもむしろ沼田の農業に携わっている皆さんのところ
に実際にお嫁さんに来た方に力を借りるのが、大事じゃないかという観点そんなよ
うな観点と今申し上げましたように道外から色んな機会、沼田にお越しをいただ
いた、しかしながら沼田の中に知り合いの方がいなくて孤独というか寂しい思いを
されてる方がいないだろうか。そんなような事を考えて今回は5組程度の未来塾を
拡大して旦那さんと奥さんと夫婦で未来塾に加入をしていただこう。その中でそれ
ぞれのグループが交流することによって今申し上げました道外というか、遠いところ
から嫁さんに来ていただいても相談する先がみつかったりあるいは自分の農業の
姿勢に対する考え方のアドバイスをいただいたりという事が可能だろう。もう1つ
には、自分が沼田に来て本当に良かったと思うのであれば、もっていただければで
すよ。自分の友達なり自分の知人なりを沼田にこういういい方がいらっしゃるん
でどうだろうかというお世話をいただけるのでないかそういう期待を込めながら未来
塾を拡大させていただく。その未来塾1年運営してみまして、その結果、又どうい
うふうにそれを修正していったらいいのか、又皆さん方の御意見を聞きながらそう
いう対応をさせていただきたいというふうに思います。それともう1つには、それ
ぞれの農業を携わっている皆さん方、そうでありましてけれども真剣に沼田の基幹産
業の担い手を確保するという意味からもそういう意味で色んなところに知人・友人
がいらっしゃると思いますのでお力を貸していただいて、そういう面での御支援を
いただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）8番よろしいですか？

○8番（絵内勝己議員）一再々ー 議長。それなりの町長の今、取り組みの姿勢を理解させていただいたところでありますけれども確かにこんにちの農業の情勢というのが、それぞれ非常に厳しさが前の出ておって、農業の良さというのがまだまだ一般的に表現されていない面が非常に多いと思っております。そういった意味におきましてやはり農業の良さ、自然に携わるその素晴らしさというその良さそういったものがもっともっと表に出しての取り組みをお願いしたいものだと、それと合わせてやはり今町長の答弁の中にもありましたけれども、やはり本人の考えがどうなんだよという部分があったかと思っておりますけれども、確かにその通りだと思うんであります。本人が嫁さんを、もらう気もないのに行政でなんぼ段取りしても大体会話も何もしないようなそんなような青年であっては、困るわけでありましてけれどもやはりそういうような点において、おっせかいな僕の表現になるかもしれませんが、個々の人間教育もしながら将来をどうするんだというそういう1つの次元から、広範囲に1つ目をやっていただいてそれぞれ積極的な取り組みをお願いをしたい。そのようにお願いをしておきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）それでは、ここで10分間程暫時休憩を致します。

15時50分休憩

16時05分再開

○議長（吉田好宏議長）それでは、再開を致します。 同 じ く 8 番 絵 内 議 員 萌 の 丘 観 光 事 業 に つ い て を 質 問 し て 下 さ い。

○8番（絵内勝己議員）萌の丘観光事業についてと題しまして、質問させていただきます。萌の丘にルピナスの花を植えて今大変努力されております。

平成14年に植えたルピナスについては、牧草なのか雑草なのか非常に分からなであります。私達沼田町も平成11年にすずらん放映以来、NHKの放映以来それぞれ観光事業にも大変な努力をいただいているわけでありましてけれども、そういった中、今草取りをされておりますが、将来どのような状態にしたいのか町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○町長（西田篤正町長）御質問の萌の丘の事につきましてはですね。私ども将来的には、今の高規格道路が7月に開通オープンしますけれども高規格道路を降りまして萌の丘を通じ明日萌駅を通じて幌新温泉に通づるこの道路、今政策予算にあげました明日萌街道・明日萌ロードという名称でそれぞれ地域の皆さん方にも御協力を頂くわけでありまして私どもやはり夜高あんどんですとかほたるですとか色んな観光の資源を、今年の予算で今組み上げた体験学習の素材のいいものもありますし、何とかそれを生かして町作りをしたい観光振興を図りたいという事で願っているわけでありましてけれども、それだけでは、中々導入するには、不便だろう。不便といいますか、まだ不備だろう。そんなような観点から今申しあげました高規格

道路を使って沼田の町に何とかお客さんを導入したい、その手始めとして、萌の丘に対する花の植栽、今後とも引き続き充実をさせていただきたいというふうに思っているところであります。特に北竜のひまわり、秩父別のバラ、一応沼田のルピナスを中心に考えておりますけれども全てをルピナスという事でなくて、やはりそれぞれの景観にあったものを、取り入れていきたい。幸いにこの土地も農協から寄付がありましたんで、今度は堂々と町有地になりましたんで、全面的に使用が可能だと思いますから、そういう意味では、将来に渡ってそういう造成の努力をさせていただきたいというふうに思います。しかしながら御指摘がありましたように非常に14年度の植栽したルピナスが非常に雑草と混じって非常に生育が遅れているというお話が、私も現実に見てまいりましてですね、どうしてこんなんだろうという事で、建設課に聞きましたところ建設課の方でもそれぞれ種苗会社にですね、状況が非常におかしいという事で調査を依頼をしております、排水性の問題ですとか、あるいは、ようど虫、虫も若干発生しておりますし、土壌改良の必要性、そんなような事が何点か出ておりました。今年度については、そういう何種類かの提案のあったものを、今実際にポット式の利用したり、3点位の提案があった部分での事業を今草取りと一緒に実施をさせていただいております。従ってその結果を見てですね、来年以降の植栽をどういうふうに進めていくかという事、あるいは、土壌改良どう進めるかという事を普及センターの御指導もいただきながら、進めさせていただきたい。一番の原因は下の排水性が非常にないという事が原因のようであります。ですから根っこが広がっていかないんだそうです。まあそのような御指摘がありますんで、今申し上げました砂を入れたり土壌改良剤をいれたりして調整をしたものが今試験的にやっておりますから、その結果を又参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番

○8番（絵内勝己議員）一再― 飼料会社ですとかそれぞれの専門化の方からの話を聞きながら取り進めて、又悪いところは改善するというお話でありますけれども平成14年度の作業をやられた作業工程は、どういうふうにやられたんですか？

建設課長か地域振興課長、ちょっと答弁して下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長

○建設課長（野々宮宏課長）平成14年度の作業工程につきましては、計画予定地の酸性土壌の検査をやりまして、一応検査個所のペーハーには、問題がないというような事で播種を進めました。それで、今町長の方からお話をいたしましたけれどもその他にですね、播種の時期が御存知のように去年も少し雨がなかったとか今年も雨が少ないんですが、保水性の問題とそれから通水性の問題ですか。こういう難しいような状況がありまして、ちょっとお話のように途中までの状況は良かったん

ですが、それ以降ですね、根が張っていかなかったというような事で草取りなんかも管理の方でやっておりますけれども先程の町長のお話、答弁の中にありましたけれども今年はですね、補助事業の中で約600平米程ですね、これらの調査結果を元に砂を土壌改良するのに砂を何%混ぜたらいいとか。そういう事で25%あるいは50%それからルピナスの他にですねもう2種類程この萌の丘に適している花はどういうものかなというような事で、やらさせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番

○8番（絵内勝己議員）一再々ー 私の聞き方にちょっと言葉が足らなかったのかと思いますけれど、私はあのどのような作業工程というのは、牧草をつぶす時に牧草をひっくり返して作物、農業をやっている私達皆そうでありますけれども、どのような工程でやったかをお知らせいただきかった。只去年は、私もソバですので大体の様子は、みとったわけですが、いきなりロータリーだけかけて、そのまま何かをやったような感じをしたんですけれども、そんな事はなかったんでしょうね。すくなくともね、牧草地をひっくり返して作物また花にしてもそうありますけれどもロータリーをかけて牧草の根っこを枯らして、そしてブラウ耕をするのが普通ですし、又それが違うとするならばそれで無い別の方法というには、除草剤等を使って、そして牧草を完全に枯らした状態で次の作物を植えてかないとどんな状況でも課長も今萌の丘を見て御存知かと思いますが、そばに牧草を植えてあるから第三者がきた時に花植えてあると思わないから、いいでしょうけれども今私達は少なくとも公費を使ってそれぞれ花畑を作ろうとしているわけですよ。そういった事に対して少なくとも私が言いたいのは、実際に農業のやっている人の声も聞きながら僕はこれからの行政を進める上で大事な事だと思うんです。単なる飼料会社ですとかあんまり追及しちゃいますと個人攻撃になりますからこれであんまりいたくありませんけれども、すくなくとも種苗会社ですとかそういった1つの普及センターさんのお話だけでは、現実には中々出来ないのが事実なんです。農業というのは全てそうあります。長年の経験と実績を踏まえて取り組まないと大変な事になる訳ですが私今の状況ですと、はっきり言って、去年の分については、除草剤をかけて殺してしまってから、新たにやった方が逆にいいんじゃないかと思う位ひどいんですよ。現実には牧草の中の花だけを残すという事が非常に難しい位、非常に厳しい状況です。はっきり言って、普通は植えたものが育ってきて、そのぐらゐに雑草が生えているのが現実でありますけれども、今の状況ですとはっきり言って牧草の中にルピナスの花があるという状況ですよ。はっきり言って。建設課長見て御存知なんですよ。そうですね。そういった状況を見た時にですね、少なくとも公費を使うのに無駄のないような1つ方法というのを、やってもらわないと困る訳であります。そしてすくなくとも専門家の話というのは、絶対にきかなくて

いけないですけど、絶対に聞いたら絶対なんでもとれない部分もあるんです。はっきり言って。絶対専門家ですからちょっと言葉失言かもしれませんが、絶対聞かなくてはいけないけれども、絶対聞いたら取れないというのが、大方そういった面があるわけですよ。実際に農業をやっている皆さん方の声を、もう少し聞きながら無駄のないような公費の使い方をしていただきたいと思いますので、建設課長、町長どちらかでもいいです。答弁をお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長

○建設課長（野々宮宏課長）今、絵内議員からお話ありました関係につきましては、農業の専門の方のお話もあまり聞いてないという事で、十分反省させていただきまして、今後反映させていきたいと思いますので御理解の程を、お願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）8番、これでよろしいですか？

○8番（絵内勝己議員）もう1回だけちょっと。答弁いりませんから。今実際に植えておられる14年に植えた分について、どのようにされるのか。後程でいいですから回答いただければと思います。今も4回目でありますので、答弁もらうのはいいけません。よろしくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）8番、次のJR駅前自転車スタンド設置についてを質問して下さい。

○8番（絵内勝己議員）次にJRの駅前に自転車のスタンドの設置についてという事で御質問させていただきたいと思います。駅前に自転車をたてて、学生さんが主であるであると思いますけれども、置いてあるわけでありますけれども、今回いいいましょうか。春先というのは、風が強いのが毎年の通例でありますけれども、風の強い時には全自転車の台数が、ひっくり返った状態で、それこそ駅に出入りするのさえ大変な厳しい状況が見られております。そういった事を考えました時に、町として自転車の置くスタンドと言いましょうか、別な町村にも全部が全部ではないですが、あるところはあるのですけれども、設置をすべきと思うのですが町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○町長（西田篤正町長）駅前の関係につきましては、利用して頂く学生なりが自発的に整理整頓しておいて頂ければ一番良いのですが、現状ご承知のとおり駅前の周辺整備再開発の事業が、具体化になるかならないかという今年と来年くらいが境目だと思っておりますが、そういう関連もありますので設置するとすれば、その事業の実施の折に全体の景観を考えて設置をさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（絵内勝己議員）一再ー 前向きに取り組んで頂けるというのであれば、これで私は質問を終わります。

○議長（吉田好宏議長）はい、それでは次に１１番、野議員。行政相談員制度の導入についてを質問して下さい。

○１１番（野 道夫議員）１１番、野です。行政相談員の制度の導入ということで、ご質問を申し上げますが、町民の声を敏速、的確に行政に反映させるために役場職員全員を行政相談員事務連絡員に任命することについて提言をいたします。行政に対し、要望・苦情があっても町民が役場に出向いて申し出る事は、非常に難しいのではなかろうかと、役場の職員さんはたくさんおりますから、躊躇しがちであり、それが募ると行政に対しての不満に繋がり、こうしたことを無くするために、町民と行政とのパイプ役として、職員が住んでいる町内会また、近くの部落を担当する行政相談員、行政事務連絡員に任命することは如何でしょうか。職員は、相談をされた事項を担当課に伝え、その結果を町民に連絡をすることとして、そういうシステムで構築することは如何でしょうか。要望事項等を企画課がまとめて、今後の施策立案に繁栄できると思います。沼田町も、町懇談会も開かれておりますが、その場は私も参加をしておりますけれども非常に型苦しく、大勢の生の声が出ていないと思います。代表者の質問等がある訳でございますけれども、やはりもっと町民の声を聞くためには、そういう会場だけでなく日頃町民の信頼のある役場職員になら、色々なことの説明そして要望もしてくれるだろうということで、私は常に町民にアンテナを向けている制度なので早急に実現できるようにすることについて、町長の所信を承りたい。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問で、ご提言なのではしょうが、現実に役場の職員全員を連絡員的なものに委嘱するということが、果たして可能かどうかということだろうと思うのです。そこまで、束縛をするということが果たして一般常識上、認められるかどうかということと、全ての行政区に職員がいる訳ではありませんので、例えば市街にいる職員が、例えば東予の担当ですとか或いは恵比島の担当ですよとなった時に、果たして例えば恵比島、東予の皆さん方が日頃あまり縁のない職員の所にわざわざ相談に行くかどうかということも、ひとつの疑問だと思いますし、私はむしろ今の自治振興協議会というものが、折角昨年立ち上がっている訳でありますから、その自治振興協議会をもう少し有効に使って、もし相談員の必要があるとするれば、この行政区の立ちあがった自治振興協議会の方達を御委嘱申し上げるのが適当でないかなと思っております。

そういう町とのパイプ役というのは、行政区長さんも御委嘱申し上げておりますし、言ってみれば議会の議員の皆さん方も、それぞれの地域から選出をされているというのが沼田の実態かなというふうに思っておりますから、むしろ私どもの職員が連絡員をやるよりも、議員の皆さん方の所に相談をされた方がもっと効率的だと

いいですか、地域の皆さん方も逆に相談がしやすいのかなと私自身は感じております。従って、他の町村で全職員ではありませんけれども、課長クラスをそれぞれの担当区というようにやった所も聞いておりますが、結果的にはさっき言いましたように異動があつて変わったり、或いはその地域に馴染みのない方が、その地域の担当課長だったりということで、結局は尻つぼみで中々難しいものだという話を聞いたことがありますけれども、その辺を踏まえてどうしても検討しろというのであれば、引き続きまた検討させて頂きたいと思いますが、現状では今申し上げたようなことだろうと思っておりますので、宜しく願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）はい、11番。

○11番（野 道夫議員）一再一 町長の説明も分からない訳ではないのですが、役場の職員で20年、30年、40年おりますと、役場の中の事は非常に分かるようで、わりと町民から見た場合に非常に分かりにくい面が多い訳です。そこで私は、町の中を色々と歩いてみますと、私一番こういった問題は行政区長さんはおそらく苦勞されていると思いますが、全く行政に対して勉強などしていないと思います。

それと自治振興会についても、そういった事の専門家ではございませんので、一般町民の方から聞かれても、非常に中々回答するという事が難しいだろう。ですけれども、役場の職員さんやはり各それぞれ総務課から始まって、財政、産業、建設、教育そして又、旭寿園とか和風園とかに行っておられる職員さんがおりますから、そういったような事が一般町民であれば、役場行ってするよりも、やはり町民から信頼されている役場の職員さんというのは、一般町民ではなく役場の職員さんというのは信頼されているのではないかなと思います。

そんな事もあって、私は一度こういう事も聞かれました、国民健康保険の被保険者の取り扱い。これは平成14年度から15年度変わりましたよね、この中身について、農村で私は聞かれた事がある。これだって中々ぴんときない。おそらくぱつと言ったって中々。私はすぐ、帰りまして勉強しまして、実はこうなのですよというお話もしました。それから、条例の設定によって町民の負担がどうなるのかなど、このような事を聞かれると、中々私も議会議員でもそんなに勉強している人、そんなにいないのですから私はそんなの分からないと思う。それから除雪の件、それから所得税の業種別の%どうなっているのかなど、これもぱつと聞かれても分かる人は、役場の職員さんでなかったら私は分からないと思う。こういうような%など、私も調べましたけれども、なるほど所得税の業種別の%とはこういうものかと私は本当にびっくりしたのです。給料取りは随分税金払っているな。後の方はあんまり税金払っていないなという感じがしました。これらについても、一般町民は分かっていないのです。こういったことは役場の職員だったら、実はこうこうこうでこうなのですよと、業種別にいうと、こういう%なのですよと、83%は給料取りですよ、あ

とは大体こうですよという事は役場の職員さんでないと分からない。

ですから私は、こういった補助金の負担金が多いのは、ものすごく色々あるわけですが、その必要性和効率性はどうか、こういう事を聞かれても中々私もは答弁に困る。こういった事もございますので、町長、それは役場の職員さんは大変だと思います。全ての町民からですが、それが役場職員の義務ではないかなと私はそんな感じします。

ですから、一生懸命に税務にいたって建設のことを勉強する。ホームにいても、体育館のことも全て分かるというような、勉強して始めて町民からの色々な事を受けるし、又、難しい問題については役場の中で僕は検討していきたい。こういうような考え方で、私は行ってほしいと思うのですが、今町長の方からお話ありましたように、中々難しいそして難しいというから、私は沼田町で今までにない委員会というのは沼田町に多いなという感じがするのです。各課において、幾らに委員会があるか、ものすごく多いですね現在。後程私、教えて頂きたいと思っておりますが、総務課にどれくらいの委員会があるか、それから民生課、健康課にどれくらいの委員会があるか、昔よりもこれ随分多いのです。委員会が多くなればなるだけお金がかかるのです。税金がかかるのです。こういったことは、人口が今 4300、おそらく 5 年後になったら 4000 切るだろうと言われていています。そうなってくるとやはり、私はこういった広域的な統合的なものも、私は考えていかなければならない大きな問題でないかと考えますが、この辺、町長どのようなものでしょう。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）1 点目の行政相談員にからめて、違う質問が出たようですが、行政相談員についてはですね、今答弁申し上げましたように役場の中の職員全てが、全ての物事を知っている訳ではありませんので、当然聞いた本人も答えられなくて役場にまた仲介をして、そこが説明をするという手段を取らざるを得ないだろうと思うのであります。そうすると、議員の皆さん方も地域の皆さんからそういう質問を受けて、お答えする場面がありましたら遠慮なしに担当課の方に言って頂ければ担当課の方で、そういう質問にお答えする資料を用意して適切に回答させて頂きたいと思っております。

やはり私、最初申し上げましたように懸念するのは、全ての職員が例えば和風園、旭寿園或いは牧場とかの専門職の職員もいる中で、全ての職員が地域の相談員といいますか、連絡員ということは、これはまず無理だろうと思いますし、それでは役場のこちら側にいる人間だけでもどうだということになりましても、先ほど申し上げましたように、その地域の皆さん方が即答のできない人間に物事を聞くというよりも、私どもとしては、こういう物事はこういう所が扱ってますよという事をできるだけ住民の皆さんにお伝えをして、声かけれるように配慮するのが適当なのか

な。特に今、農村の方ですと、ファックスがある訳ですから、今盛んに役場の方にも色々なことでファックスで質問事項が現実に入ってきています。そういうことを利用して頂けば、電話、声で言いにくい、顔見て話すのもちょっと言いにくい。けれども、ファックスなら良いという声もきかれますので、そういうのを利用して、今、総合窓口がありますので、それらをもう少しPRをしながら、そこで声を吸い上げるような体制をもう少し工夫をさせて頂きたいと思います。

ただ、お話のようなご提案がありましたので、もう1回役場の中の課長会議等でも検討させて頂き、論議をさせて頂きたいと思いますが現状、私の考えとしてはそのようなところかなと思います。

もうひとつ、委員会の数が多いということでありましたが、これはそれぞれ時代の進捗と言いますか、変わりと言いますか、そういう中で新たにそういうものを設けられる場合がかなり出てまいります。例えば、介護保険ひとつをするにしても、認定委員会を設けたり、こういう制度を設けなさいという事で、非常に新しい仕事が増えて、新しい法律ができると、それに付随する附帯事務、委員会。そういうものが非常に今後多くなっております。例えば、農業の問題ひとつにとってもそうです。補助金をあげる代わりに、こういうような検討委員会を設けなさいと国がもう決めてくるのです。そういうものをやっていかないと、そういう対象になりませんから当然やらざるを得ない。そういう意味での委員会の数が増えるということは、間違いなく増えるという事であります。それと、私ども沼田にとりましても合併問題或いは色々な時代の流れの中で、町民の皆さんの声を吸い上げるためには、どうしても委員会の設置というのは欠かせないことだろう。しかしながら、今私どもが進めております行政改革の中です、その委員の数、そういう物については今後とも引き続き行政改革の検討の中で、できるだけ身軽な経費のかからないといえますか、そういうような委員会構成に心がけていきたい。

それから、蛇足でありますけども、今5町で進めております合併等の研究会においても、様々な行政委員をどうやろうか、一部事務組合形式で実施をしようという考え方もかなり出てきておりますので、そういう中で総合的に町民の皆様の負担の軽減に努力をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）11番、よろしいですか。はい、次に3番。室田俊朗議員、沼田高校の教育振興について質問して下さい。

○3番（室田俊朗議員）3番、室田でございます。今ほど、野議員の方からそれぞれ指摘ありまして、多少勉強不足ではありますけども、沼田高校の教育振興につきまして1点だけ質問させて頂きたいと思います。

過日6月の6日、それぞれ沼田高校の教育振興協議会がございまして、この会議に町長さん、助役さん、教育長さん、教育委員長さんも出席しておられた訳でござ

いますけども、この４月に沼田高校の校長先生がそれぞれ変わりました、沼田高校の新たな経営改善施策が出てきております。現状では、案かと思えますけど、この後小委員会等につけられまして、実現に向けての出発となるのではないかと考えていますし、単に間口対策ではなくて、沼高として特色を出して全道に、それぞれ生徒募集をしたいという強い意気込みがありました。

その中で特に、特徴のある面と致しまして、進学重点特区構想の関係でございますけども、この関係につきましては過去には、それぞれ沼高から国公立大学に受かったという経過もありますけど、ここ１０数年、そういう実績がございませんし、また、４年制の大学につきましても、ここ２年程は進学が無いという実績がございますので、こういった中では国公立大学を目指せる高校にしたいという事。また、授業の中では、代々木ゼミからそれぞれ講師を招き受験教育に力を入れてたい、また、七時間授業また、土曜講師の関係等、多くのアイディアが出されまして、おそらくこの後学校のそれぞれ検討委員会の中でも話合われる事でもありますし、また、小委員会の中でも話合われようかと思えます。そういった面では、過去３年間支援事業がありました。特に自動車の関係、パソコンの関係、ポートハーディの関係、また今回は授業料の関係と見学旅行の助成の関係ですか、出されておりますけども、このような改善方法に対しまして新たな支援が必要な場面も出てくるのではないかと考えますけど、この辺町長どのように考えておられますかお伺い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）資料を各議員の皆さん方にもお配り申し上げましたけども、基本的な学校の考え方は、従来の支援制度を変更して、ようするに学力向上対策へシフトをしてくれということの要望な訳であります。これは中学生、或いは今の沼田高校の在校生、保護者のアンケートをとった結果、そういう要望が強いという事で、こういう方向になったのだらうと思えます。前任のほろた校長先生も非常に、そういう意味では沼田高校の改革に努力を頂きました。そして新しい津田校長先生も新たに、赴任そうそうではありましたが、提言の資料を作って頂いて既に沼田高校では、先生方の中で話し合いがもう進んでいるとお聞かせを頂いたところであります。その中で、傍聴者の皆さんもいらしゃいますんで説明をさせていただきますと、要するに沼田中学校からの進学率を現在２６％でありますけれども、これを５０％の地元の生徒を沼田高校に迎いいたい、このための努力をするんだという事です。それから４０人定員の三学年ですから１２０人の定員に対して８１名しかいない。その絶対人数を確保したいという事の２つが、大きなねらいになっているんでありますが、その対策として先程申し上げましたように生徒・保護者のアンケートの結果、進学重点特区構想という名称を使っているんだありますけれども国立大学への現役で入学者を出さない限り沼田高校への生徒の希望は、増えないだ

ろう、それから2つ目には、現在の高校がやっている授業内容では、受験に対応が出来ない、十分な対応が出来ないだろうという事で、代々木ゼミとの連携をした授業をやりたい。これ一部許可を与えたといいますか、実施をしていただく事で進めております。それから、7時間授業＋アルファの教育という事で朝ですとか平常時の講習の時間延長をしたい。土曜日講習による学校6日制、逆に2日制というのを、受験のエキスパート、こういうものを要請するために退任した校長先生、教員を雇ってでも土曜日に自主的な授業をやりたい。この辺が私どもに要請される学力向上対策への支援だろうというふうに思います。それから北海道No.1の自習室といいますから、生徒達が自習をする教室、ここに行くと色んな機材が揃ってて、本当にやろうと思えば、いくらでも出きるんだというな雰囲気を作り上げていこうという事だと思います。それと最後には、高校と大学の連携という事で、それぞれあさひ学園を始め、室蘭工大あるいは教育大学札幌学院だとかとの連携をしながら進めたい。これは、大学の先生を呼んで直接授業をさせたり、色んな対応があるんだそうでもありますけれども、そういうものの対応をさせていく事によって、沼田高校の将来性といいますか、そういうものが、きちんと見えてくる、要するに従来のように目標がなくて学校をどうしようかというんでなくて、はっきりですね、進学の可能性のある進学者を出せるような学校にもっていく事が生き延びる道だというふうにこの新しい校長先生は、その道を選んだようであります。で私どももやっぱり、今回の深川東高校が全道へ出てあそこまで勝ち上がった。あれはおそらく来年の中学生の入学の選択権で非常に影響があるだろう。そういうふうに思っておりますが、かといって、今すぐ沼田高校がそこまで行けるようなそういう優秀な指導者を確保する事も又難しいだろう。そうしますと当面この校長先生の考えている、学校が考えているものに協力をせざるをえない。その時に新たにその今持っている財源以上にですね、それを持ち出すという事は、中々町の財政上も無理だろうというふうに思いますので、幸いにもその保護者・生徒の意向の中で、私どもが考えている支援策よりも学力向上の方へシフトして下さいというアンケート結果でありますから、そういうふうに重点を移したい。そういうふうに考えてその点についての小委員会を設置をさせていただいて、今検討をいただいているところであります。特に地域の皆さん方に御協力をいただかんきませんのは、この学校での中で、生徒数が絶対数が足りないという事、あるいは周囲の北空知の第5学区の生徒数が激減するという中で、札幌圏を中心に子ども達を沼田へ呼びこむ事が必要だという校長の判断でありまして今回はFランク以上といいますから、そう学力の低い子どもでなくて、むしろ沼田に来てその子ども達が沼田の生徒に刺激を与えるようなランクの子ども達を導入して、1クラス40名の絶対数を確保していきたい。これが、鶴川高校ですとか平取高校というのは、今もう60%～70%そういう札幌圏からの生

徒なんだそうであります。ですから3%、5%というその学区外の導入なんていう事は全く関係なくなってるんだというお話でありまして、そういう話を聞きますと
なるほどという事で、是非これは学校の校長、教頭が札幌圏を回って努力をさせて
いただきたいというお話でありますので、私どもとしてもそういう支援をさせてい
ただきたいというふうに思っているところであります。その際学校側としては、地
域のそれぞれの家庭で、この札幌圏から導入、この来ていただく子ども達を受け入
れをしてほしい。そういうお話でありますので、一時期、山田議員さんのところで
下宿のような扱いをしてお願いした経過が、前にもあったようでありますけれど
そうでなくて、今回はやはり家庭で、自分の子どものように扱って学校へ通わせて
いただく事が一番なんだというようなお話でありました。概略申し上げましたけれ
ども、そういうものについて今後とも引き続き小委員会の検討結果、あるいは高校
振興協議会の中で論議をいただいて、明年以降の支援についての具体的な対応策を
今の公募が始まるまでに検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、3番。

○3番（室田俊朗議員）一再— 今ほど、町長の方から詳しい説明をしていただき
まして有難うございます。それぞれ高校の方から出てきた分につきましては、又、
支援も検討もする事という事でございますし、少し沼高の将来的な明るさ存続に向
けての方向性がみえたのかなという気で一安堵しておるわけでございます。いよいよ
7月に入りますと各中学校もですね、進路説明会が実施されますし、9月からは
それぞれ学校訪問等始まる時期になろうかと思えます。出きるだけ早い時期に小委
員会の結論を出して早くPRをしていただきたいと思いますと思えますし、沼高の関係も沼高
のあるべき姿、6月中に策定するという事でございますので、遅れる事なくですね
早く全道に向けてPRしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願い
申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ご指摘のようにですね、時期を失すると、これは大変な事
になりますので、早急に小委員会の結論を得て行動をしたいというふうに思いますが、
いずれにしても非常に沼田高校同窓会も金銭面でも非常な御支援をいた
だいております、同窓会も交えた中で最終的な明年に向けての体制を検討させてい
ただいて、早急に決定をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）ここで、議長より申し上げたいと思いますが、本日の会期
時間は、一般質問終了まで、あらかじめ延長しますのでよろしくお願いを致したい
と思えます。それでは、次に10番、中村議員。安全、安心、自然にやさしい農産
物宣言についてを、質問して下さい。

○10番（中村保夫議員） 初めての質問というような事で、非常に緊張しており

まして、言葉足らずの部分やら失礼な部分あるかと思いますがけれどもお許しをいただきたいというふうに思います。表題のある通り私、今後の沼田にとって何が必要かという事、ねんらいの課題としてかつて農協理事もやっておりましたし、色々な活動もしておりました。そんな中でこれは、考えておったんですけれども、いつも町行政の方からあるいは、議員さんの大きな御理解をいただきながら、金銭的な支援を農家は受け取っていた事が、かつておおございました。私は、それはそれととてもあり難い事であったし、それによって多くの農家が助けられたという事を、認識しておりますけれども、今回もう一步進んでこういった農産物宣言の町というような事を考えてはいかがかなと、一朝一夕にこれが可決されるとは、思っておりませんけれども検討課題として町長に考えていただきたいものだなあというふうに考えておるところでございまして、見解をお伺いを、いたしたいというふうに思います。ここに書いてあるとおりなんですけれども、沼田町には色々な多町村にはないようなアイテムが沢山あります。片一方で、消費者あるいは政府が要求しておりますトレースアビリティ、追跡可能というような意味合いというふうに理解してもらえばいいんですけれども、そういった事を生産者に要求されております。現場でもこの薬は使っちゃ駄目だ。この薬は、こういう使い方ならいいというような事でそれを使った場合には、いちいち書きなさい。提出しなさい。おかしい薬を使った場合には、その町から生産されたものは一切取らないといったような、厳しい今現状にありまして、現場も大混乱しておるところでございましてけれどもこれは、日本全国全部同じでございまして。みんな非常に困っているんですけれども、沼田町では一歩先をいって、どうせやらなきゃならんのであれば、完全に実施したらどうか。完全に実施する事を前提としてこういった他のアイテムと組み合わせたような形の中で、こういった安全・安心・自然にやさしい農産物宣言というものをだしてみてもどうだろうかというふうに思っております。それによって、農家自身が勇気と自信とをもっていただければいいかなと金銭的な支援もありがたいんですけれども、こういった町が精神的な支えになってくれることも大きいのではないかなというふうな事を考えております。勿論それによって、販売面の優位性も出てくると考えておりますので、町長としてこういった考え方について見解をお伺いしたいと考えております。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）今お話ありました、安全安心というのは本当に私どもも賛同申し上げますし、できうるなれば、これは行政が単独でこういうものを宣言するというのは中々難しいことでありまして、できうれば農協サイド、JAサイドです、農家の皆さん方の理解を頂いて、そういう宣言ができるような雰囲気、体制づくりと言いますか、そういうものを是非お願いを申し上げたいと思っております。

先ほど、津川議員さんからご質問あったのにも関連しますが、やっぱり沼田の農業が生きていくとすれば、生き残れるとすれば、そういう安全安心な農産物、そういうものをより先駆けて作付けをする。或いは、特色ある作物の栽培をするということが、ひとつの用件だろうと私自身も思っておりますので、できればそういうものを一日も早く先に宣言することが、いいのかな。それはもう、私ども常に思っていることでありますので、今冒頭申し上げましたように、農協とも十分また、お話をさせていただきますけども、農家の皆さん方の方も、農協とそういう意識を改革しながら、そういうものが宣言できるような体制づくりにご協力頂ければ、本当にありがたいなと思っておりますので、宜しくお願い申しあげたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、10番。

○10番（中村保夫議員）一再— 10番中村です。生産母体であるJAが、こういった行動について先行すべきだということは、私どもも十分承知しておりますけども、現実にJAは、それぞれに販売戦略の中としてやっていると思うのです。ただ、それに行政が組み合わさっているということ、中々僕の知識では聞いたことがないので、これは農業振興課長もし、分かっている範疇で、道内でそういった町単位でこういった宣言を行っているところがあれば、教えて頂きたいと思ひますし、このトレサビリティの完全実施というふうに書いてありまして、その後、種まきからフレコンまでということで、こっちの方は町長に答弁頂きたいのですけども、我々ライスファクトリーを運営してもらいながら、米を生産している訳ですけども、やはり沼田町の商品は何処を切っても同じだというような商品を作るが為に、一生懸命トレサビリティをやって、みんながちゃんとした商品を持ってくるのですけども、たった一人おかしい農薬を使った人がいた場合に、ファクトリーから出た米、全部が駄目になってしまう可能性がある。

これは、トレサビリティの一番きつい所でもありますけども、ようするに、ビンが55ビンあるのですけども、それが足りないとは言いませんけども、どうしても品質順に順繰り入れてしまうものですから、誰が作った米かと聞かれると、230名全部の名前をフレコンに書かなければならない。そういった状況があります。

ちょっと主題から離れてしまうのですけども、将来的にやはり、このフレコンの中には誰が作った米が入っているのだと、10人か15人でひとつのフレコンを作るのですけれども、その中にはおかしい生産者は入っていないという最終的な出口の品質管理までしていかなければならない時代が来ると思うのです。

そのためには、今のシステムの中では、中々無理な所があるのですけれども、そういった部分で、何か町として考えられる所があれば、聞かせて頂きたいと思ひます。先ほどの、道内でこういった事やっているのか、こういった宣言をやっているのかどうかについては、課長からお聞きをしたいと思ひます。

○議長（吉田好宏議長） 10 番議員。議長より、一般質問は原則として、町長に対するものであり、今後そういった面で注意を頂きたいと思います。課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）ただ今のご質問でございますけども、この B S E の関係だとか、食品の不当表示、こういったものはここ 2・3 年の間に色々な事件が起きている訳でありますけれども、これに鑑みまして、いわゆる栽培履歴管理、トレサビリティでありますけども、こういう中で生産から流通・消費まで一貫した管理の中で行っていくということで、こだわり米。これは北空知農協全体でありますけれども、安心・安全の米作り、こういう中で今、昨年から取り組む。本年につきましても、細部に渡って統一基準の中で取り組んでいく。

こういう近年の中で、取り組んでございまして、他町の例では今のところ、そういう農産物の安全宣言ですか、そういった先進例といいますか、そのことについてはちょっと、承知しておりませんので、ご理解頂ければと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長いいですか。

○町長（西田篤正町長） もう、答えちゃったので。

○議長（吉田好宏議長） 10 番、どうですか。よろしいですか。

○10 番（中村保夫議員） 一再々 質問の仕方を分からずに、大変失礼を申し上げました。質問の要旨が町長に理解して頂けなかったのかなと、思うのですけども、テレサビリティの関係の中で、生産者が色々な履歴を書きます。その生産者の出した履歴が、最後袋に入った時に、この米は、中村の作った米なのか、誰が作った米なのかというのが、分からないと困るはずなのです。

そうしないと、テレサビリティにならないのです。そういったものに対して、今の体制で僕は今のところ、やれるとは思えない。僕も去年まで、運営委員長やっていたのですけど、現状では中々難しい。将来的にフレコンにまで、生産者を特定できるような、そんなシステムを考えなくてよろしいかどうか、その点についてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 今ご質問の、栽培履歴管理のことですけれども、何かお聞きしますと、事業主体が J A でそういうバーコードですとか、情報管理をする或いは情報の出力をするものを予算の中で補助事業として、出来てきたという情報も聞いておりますので、その辺に取り組む用意が、J A ではあるということで、今検討しているようですから、そういう中で、どのようなシステムでやられるのか、よく私どもも勉強させて頂きたいと思います。

町としては、冒頭申し上げましたように、今中村議員おっしゃるように、55 本のひとつの中に、わずか一人の人が怠ったばかりに全体がそういう評価、しかも沼田で産出する米全体に影響するという重大なことになるというでありますから、

それをいかに管理するか、どういうシステムでやるかは、今申し上げた補助制度で導入するもの、そのもので適切な管理ができるかどうか、農協ともよく私ども勉強させて頂いて、協議をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、10番よろしいですか。それではここで、暫時休憩を致します。

16時58分 休憩

18時01分 再会

○議長（吉田好宏議長）それでは再会を致します。12番、橋場議員。米政策改革大綱について質問して下さい。

12番（橋場 守議員）12番、橋場。町長の町政失効方針の中に、7頁で昨年12月米政策大綱が決定され、平成22年度のあるべき米づくりの実現に向けて、関係者が創意工夫し、積極的な取り組みを行うことが求められていると書かれまして、この米改革大綱に対してなんら批判を加えずに、これに従って取り組むという方向を打ち出しています。私、これで本当に農業がやっていけるのかどうか、考えなければならないと思うのです。この米政策改革大綱の中で、町長、こういうことを言っているのではないですか。例えば、生産調整。今まで、減反政策で田んぼを幾らにこなさいと、休耕を幾らにこなさいと言って来ていたけども、それが今度は面積ではなくて数量にするというのです。そういう事を行ったとしたら、これまでは面積でこれだけ減らしなさいと言われても、農業者の人達は生産意欲を持って、少しでも良い米、量を取るという方法で努力したと思うのです。

ところが、それが出来なくなるのです。それが今度の大綱で打ち出された。こういうことではないでしょうか。それから、稲作経営安定対策について、当初は廃止すると言ったのですけども、米価下落影響緩和対策ということで、残ったけれども、これは農家の負担が25%から5割に増えていくという内容ではないですか。

私は先ほど、津川議員が、農家は本当にあと5年で、農業を続けていけるというような安定した政策を出してくれないと、やっていけなくなると発言されましたけれども、一体何故そうなったのかということを、振り返ってみる必要があるのではないかと思います。

1992年の6月に、国は新しい農業政策として、新農政、新農政と言ったのですが、新しい食糧・農業・農村政策の方向というのを打ち出しました。このときは、規模を拡大して北海道では10ha以上です。北海道以外の所では、4町平均にしていく。現在の新しい大綱でもそうなっているのですけれども、現在米を販売している農家が、174万戸ある。その174万戸全部で米を作らせるのではなくて、規模拡大によって、農家戸数は8万戸から9万戸それから、1万の事業体で日本の米の生産の6

割を生産させるという内容ですよね。そして、そこから外れたいわゆる、認定農家でない所には、国は対策をしないという内容ではないでしょうか。

もし、こんなことをされたら私達の、一緒にアドバイスをしてくれる学者達は、今度の政策もやはり、9割の農家を切る内容だと指摘しているのです。私は、農業がやれなくなった状況で、振り返ってみる時に、92年に出されたこの政策が、どんなだったか振り返る必要があると思うのです。

今、農業が無くなったら、沼田の町も壊滅すると同じだと思うのですが、規模を拡大すれば必ず農家戸数を減らさなければならないのです。私達は、どうしてもそういう格好ではなくて、家族経営、小経営の規模でもやっていけるような、そういう対策を国に要求しようという立場でやってきました。

ところが、92年の国の政策も、これは米輸入自由化を前提にしているものだという事で批判してきました。そのとおりになりました。そして昨年、我が党の衆議院議員、参議院議員の人達が全国的な農業調査をしました。その中で、明らかにしたのですけれども、発表して座談会を組みました、そこで私読んだ所でびっくりしたのですけれども、国は全然本当の事を農民にも、国民にも知らせていないのです。米の輸入が自由化された時に、国会で我が党の議員が約1mもある書類を積み重ねて、質問にたったのです。そうしたら自民党の議員がこれは一体何なのかと聞きに来たというのです。これは、WTO農業協定の政策に関する書類です。これだけ、1mも積み上がるような内容だったのです。そこを全部調べた所、今、農家の皆さんも我々も、ミニマムアクセス米というのは、義務的にどうしても入れなければならないものだとして理解していたのですが、違うのだそうです。

米は全然輸入しなくても良いのだそうです。これを国会でちゃんと追求して、国に認めさせているのです。それで、うちのナカバヤシという議員が、そのミニマムアクセスという事が、義務的ではなくて、最低輸入の機会だという言葉なのだという、正式な解釈にするのに、日本語に直させるのに2年間掛かったというのです。今回の調査の中で、農協の皆さんにそんな事を言ったら「えっ、本当ですか」という事になったと言うのです。私は今、その改革大綱でやられていたら、益々それが進んでいくのではないか思うのです。

町長、WTOの問題も書いてありますけれども、5年後に今WTOの方で進めようとしている、関税率の引き下げによりますと、5年後には大体輸入米が10㌔、2,245円が入ってくるだろう。それから、後発発展途上国に対しては無関税で無制限に米を入れるという事に決まりそうなのです。そし、それが決まったら、東南アジアからは、10㌔370円が入ってくるだろうと言っているのです。この話をしたら、中村議員が「いやいや、あんな所の米は食わない」と言っている。ねずみは入っているし、何が入っているが分からないという話をされましたけれども、調べ

た所、北海道で採れている、白てもんと言うのですか、餡子にするお豆。この豆の種を商社が中国へ持って行って、生産をして逆輸入しているのです。それですと、北海道では60和15,000円のものが、中国から逆輸入されると6,500円だということです。こういう事を、止めないで国の言いなりに、一体どうやって沼田の農業を続けていくことが出来るのでしょうか。

私は、農業の色々な技術的な事については農村議員にやってもらいますけども、国に対して町長、こういう事は辞めて本当に日本農業を守る方向を作りなさいという要求は出来ないのでしょうか。先ほど言った、義務的輸入の問題もありましたけれども、WTOのその1mもある書類を調べた所、国内での生産者価格に対する援助はしてはならないという事は一言も書いていないのだそうです。ですから、1995年頃の価格でいいますと、米1俵20,000円の下支えするのに、国の予算が2,200億円あれば良いという試算が出たのだそうです。こういう事を町長、国に対してきちっと要求しないと、幾ら沼田町の財源で農家を援助してもやって行けないのではないのでしょうかと思う訳であります。

そんな事言っても、というかもしれませんが、市町村合併の問題で、西尾試案というのが出た時に、全国の市町村長が集まって決議をしましたね。それから今年の2月には市町村長、それから議会議長会の人達集まって国に対して、今ある地方交付税法をきちんと守りなさいと決議している訳ですよ。こういう方向で、町長やはり国に対する要求を続けていかなければならないのではないかと、こういうふうに思うのですが、町長は今の国の大綱どおりに進めていって、沼田農業が守れると思っているのでしょうかお聞かせ頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）前段で、お答えさせていただきますけども、私は決して津川議員、それから中村議員にもお答えしたように、米施策大綱のこれは積極的にと言いますか、より肯定して物事を進めようとする気は全くありません。むしろ、お答えしてありますように、町村会も挙げてこの、大綱の激減緩和と言いますか、出来れば内容についてストップをさせたい気持ちで、運動させて頂いているところでありますけども、単に農業問題だけでなく日本の置かれている国際的な立場、位置と言いますか、そういうような中で国がやはり、あらゆる外交ルートを使って交渉を続けているのがWTOだと思いますけど、私どもが異論を唱えている、例えば農業者に対する価格の補償。これらについても、実際にはアメリカあたりは、農業者に対する所得の補償は十分やっているという事で、長年言い続けてきた結果が所得補償に結びついてきている訳でありますけども、これは全て満足な状態ではありません。引き続き、あらゆる角度から最低の農業所得の補償をしなさいということで、今町村会も運動しているところでありますので、その点は誤解のないようご理解を

頂きたいと思います。

しかしながら、現実的に国がそのような法律を決定し、或いは新たな改革大綱ということで、物事の決定をしながら進めるとすれば、私どもやはり農家の皆さん方のためにも、反対ばかりではどうしようもないだろう。やはり、その大綱に基づいた生きる道を探るという事が、私どもに与えられた一方の役割なのだろうと理解をさせて頂いているところであります。橋場議員さん。共産党の主張のお話もされておりましたので、引き続き今後とも農家を守るための政党としての役割といいますか、そういうものをきちっと是非ともお願いをしたいと思いますし、私どももそれぞれの組織を通じ、或いはJ Aとの連携をとりながら、運動を展開していきたいと思っていますところでありますが、前回、前々会の議会でも申し上げたと思いますが、従来と違って農家の皆さん方は、非常におとなしくなったと言いますか、表面にその強力な運動というものが、私どもにとっても若干弱まっているのかなと、これは時代の流れでやむを得ないのかもしれませんが、組織としての新たな再構築といいますか取り組み方のあり方、この辺をやはりもう少し強めて頂く必要があるのかな。ちょっと、横やりで申し訳ありませんけども、例えばこの米政策大綱につきましても、最終的には全中との協議をしている訳でありますから、その段階で本当に生きられないとすれば、どうしたらいいのかという事を、もう少し農家の皆さん一人一人が自覚を持って行動できるような、そういう対応策が必要だったのかなと思っております。

行政としても勿論、こういう物事に対しては議会の議決も頂いて、それぞれ関係省庁に対する議長さんのあれもなされていると記憶しておりますけども、そういう対応のほかに、もっと北海道に対する物の考え方、そういうものが弱すぎたのかなという反省をしている所ではありますが、引き続きやはり北海道は日本の食糧基地だと言われている訳でありますから、その食糧基地の中で、私どもはやはり食糧の供給基地としての沼田。これを活かすためにどうしてら良いかということを、この厳しい環境でありますし、厳しい政策大綱でありますけども、その中で生きる道も探っていかなければならないと思っていますところでありますので、今後ともご指導賜りたいと思います。

いずれにしても、農業が生きるとすれば、現在の自給率の向上を引き上げるより仕方がないのでありますが、現状例えば北海道内産米の消費の状況を見ましても、私どもとしては色々な所でお聞かせ頂いたり、私どもの願いとしては、道民の方が80%以上の、道内産米を消費して頂ければ、主産地の米作りの土地柄と言いますか、主産地の地としてかなり強力な生き方ができるのだろうと思いますけども、残念ながら最近は徐々に上がってはおりますけども、そのラインまで到達出来ない。そういう所のひとつひとつの消費者に対するPR不足もあったのかな、理解

不足もあったのかなと思っておりますし、先ほどの津川議員のお話のように、やはり消費者も含めた、沼田の農業の将来がどうあるべきかという、生きるためにどうすべきかという事の論議の場所がやはり必要なかなと思っているところであります。

いずれにしても、今日本の人口は、2007年には1億2,800万人ということで、これがピークだそうです。2100年には、約半分以下の6,700万人までに人口が減少するのだそうです。そうしますと、今の主食の米自体も、今の生産量で余っている訳でありますけれども、それ以上に余ってくる状況その中で、農業の施策をどう位置付けするかというのは重大な問題になるだろうと思っていますので、そういう先取りした考え方、生きる道をしっかりとつかむ必要があるだろう。世界の中では、人口は増加の傾向が続くのだそうですけれども、日本では半数以下の人口になってしまう。その中で、農業がどういう役割を果たすのか、或いは自給率をどうもっていくのか、その辺の論議が必要になってくるのではないかと思います。先ほども申し上げましたように、日本の農政というのは全て後手に回っておりますので、その先端に行く何らかの小さな町からでも発信できるような、そういう論議を町民挙げてする事が必要なのかなと思っています。

特に、町村合併も勿論そうでありますけれども、その6,700万人の人口になったときに、札幌或いは東京、大阪この辺に対する人口は、非常に増加の一途を辿るという事です。私ども住んでいる周辺の小さな町というのはまだまだ人口減少が続いてくるだろう。その中で町村合併が進む、或いは今の農業施策が進むとすれば、基幹農業を担う町民の皆さんの減少というのは目に見えてくる訳であります。そんな状況を厳しく捉えまして、もっと町民挙げての論議を、まあ合併問題は勿論そうありますけれども、そういう基幹産業をどう位置付けするかということの論議をしていく必要があると思っていますので、引き続きご意見を賜りたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再ー 本当に私、農家の人本当に困るのだろうかと、困っている筈なんですけど、そういうふうに思えて仕方ないのは、一昨年でしたか私は町長に対して、農業を守るための町民大会を開けという事で、実際に取り組んだのですよね。ところがこれが、よその町にも波及するかと思ったら全然しないのです。ですから、私は不思議に思って、まず町長に要求したのはここから、沼田から米を守る、農業を守る運動を盛り立てようという事でやったのだけれども、その後続かないのですよ。

これはやはり、農業の指導者の人達、農村関係の指導的な立場にある人達が、自民党の政策に対して批判できないという弱点があると思うのです。今回、町長のこ

の方針にはそういう大綱に対する批判めいたことは一言も書かれていないのです。それはやはり町長、選挙の中で自民党の推薦を受けたからと思ったりしているのですが、町長ひとつ私、米をさっき輸入しなくても済むと言ったのは、W協定、農業協定の中に、米も穀物として分類しているのだそうです。

そうすると日本は、穀物でいうと米を入れなくても、相当な量を輸入しているので、穀物に分類したら、ミニマムアクセス米というのは全然成り立たないのだという事を言っているのです。こういう事が、国民に知らされていないのです。報道機関も言わないし、これらの事は全部国会ではっきり国に言わせている事なのです。これをやはり、農業者の人も消費者の方でもきちっと知ってもらう必要があると思うのです。特に、農林業の多面的な機能というか、空気を清浄化するだとか、酸素供給ですね。それからダム役割を果たすとか、こういう機能がお金にして年間8兆円だということです。林業についていうと70兆円。たしか以前に調べた時は、こんなに多くなかった筈なのですが、今回の文章にはこう書いてあるのです。ですから、市町村合併もありますけども、こういう農業なくして都市の人が住めるかという事なのです。住めない訳ですから、そうなればやはり農業を続けていくため、農地を荒らさないためにも国が金を出すのは当然だという理論になっていくのではないかなと思うのです。

私はさっき、白てぼりの事言いましたけども、その後発発展途上の国から、無制限に米が入ってくると、今の価格にして10㌔当り370円で入るのだそうです。そうすると、国民は一人当り大体60㌔米を消費するのだそうです。60㌔だったら、私達でも二人だから2俵だと、2俵のやつを1表2万円で買っても、2万5千円で買っても、なんとか家計はやっていけるかもしれない。それで、日本の安全な中村議員言ったような、安全な米を食べようという気持ちになるけれども、ことが10㌔370円という事になってきたら、なんぼなんでも安い方に行くのではないかと言われているのです。そんな今の状況では、食べられるような米ではないから、管理していないかもしれないけれども、日本から種を持って行って、中国ではとにかく日本に輸出する米を専門に研究して作っているそうです。そういう状況を野放しにしておいて、いくら沼田町頑張ったって限度があるのです。ですから、もっと強く国に農業団体も含めて、一緒に国に価格の下支えをするような政策を是非要求して頂きたいと思います。

まず、農家の人達に新農政が出た後、国の言うとおりにやってきたのです。町も、農協も。だけど、良くならなかったのです。今、本当に大変だという、そういうふうになった原因を農家の皆さんも考えてみる必要があるのではないかなと思うのです。米が輸入化されてから、国がどれだけ自由化対策に金を出したかといったら、今まで6兆100億円金を対策費として出しているのだそうです。それで、農業調査の時

農協の皆さんこれで、皆さん方の経営良くなりましたか。ならないとしたら、やはり金の使い道がおかしいのではないか、こういう話をしてくれているのですけども、これらのことを是非町としても正しく宣伝・啓蒙をしていかなければ国に対する要求が生まれてこないのではないかと思いますのですが如何でしょうか。

是非また、農業者の要求大会を、町村会でも主張してほしいなと思うのですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）日本の民族といえますか、私どもが置かれていた状況が、今日のこのような結果を産んでいるのだと思うのですけども、今までは国の施策のとおり、農業だけではなく全ての分野で、国・県を通じ或いは市町村を通じ、或いは農協を通じ、それに従って物事をやっていけば間違いなくて、所得も倍増され生活の改善もなっていたというのが、私どもの現実だったのだらうと思うのですけど、今ここに来て、国際化の中で自ら考えなければならぬという時代になってきた。その中で、どうやって意識改革をしていこうかという事なのだらうと思います。意識改革ができれば、当然現在の施策の中でやっていけないとすれば、それなりの行動をしなければならぬと思いますから、そういうような現実味を帯びた話をやりながら、是非、私どももそうですけども、自立のできるような意識の改革をして、その努力をはらっていかねばならないと思っていますところであります。

先ほど前段でありました、安全・安心という事が、いかに農業にとっては大事な事かという事は、つい最近の中国辺りの、輸入農産物の農薬の問題からも、明かになっている訳でありますから、いずれそういう事が国民の中に、安全で安心なものを自給自足で出来ると言いますか、自給率を引き上げてそれを充足すべきだという議論が出てくるのだらうと思います。そういう議論を、一日も早く大きな輪となった広がるように私どもも行政側としての努力が必要だと思っております。

私も何年か前に、オランダに行かせて頂いた時に、お話を聞きましたけども、オランダというのは日本と同じように、殆どのものが農産物が輸入だったのだそうですけども、そこで安全・安心のできる食料が輸入できないということに目覚めまして、現在は自給自足といえますか、出来るだけ値段が高くても国内のものを使うという事に方向が変わって、農業立国として今いきているという事例を聞かされました。きっと日本も、今申し上げましたように気が付く時期がくるだらう。特に、国の農業政策を立案している主要のポストに方達も、そういう事に気がつくだらうと思いますし、気がついて頂くような私どもの努力もしなければならぬと思っていますので、引き続き又ご協力を賜りたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）１２番、よろしいですか。次に、医療福祉問題１、２について質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）医療や福祉の問題が、これでもかこれでもかと言って、改悪をさせてきています。今、出されているのは、平成20年までに向けて、75才以上の人の医療保険制度を独立させるという事まで、企んでいるのです。今、家族に扶養されているために、国保にも入らない、保険料を払っていないお年寄りの人が230万人。息子や息子さん達が、政府干渉の健康保険に入っていると、収入が少ない人、その扶養している人の収入の差の関係で、本人が保険を払わないでいる老人が230万人いるというのです。

こういう人からも、今度は新たに保険料をとるという方向が出されています。私はそれも大変だなと思うのですが、国民健康保険本人3割の負担です。これを2割に戻すということで、実はここに書いてありますように、これも92年なのですが、殆ど今の小泉さんが厚生大臣をやっていた頃の計画が、実現されてきているのですが、政府干渉の黒字を理由にして、国庫補助率を16.4から13%に引き下げたのです。その時に、財政状況によっては国がちゃんと元に戻すという事までつけてあるのですが、それがなされないまま来て、3割にしてしまった。それで、3割にした時に、国民健康保険と公平にするためだという口実になっているのですが、実はこれは嘘なのだそうです。2割負担にする時に、国民健康保険も将来2割にしますという但し書きがついた法律が出来ていたのだそうです。

ところが、それが最近になって抹消されてしまったのですけど、ようするに国が殆ど金を出さなくなっていることが、健康保険会計の赤字に繋がっていると思うわけです。是非、これも2割負担に戻すようなことを町村会で是非、要求してほしいと思います。国保の国の負担は、1980年には57.5%だったそうです。それが今は、36.3%に減っているのです。ですから、国民健康保険料高くなるのは当たり前なのです。やはり、国の無駄遣いを止めさせて、福祉医療に金を出させるという事を町村会で頑張ってもらわなければ、これは改善させないのではないかと思います。

それから2番目、ここにある人の厚生年金通算老齢と国民年金通算老齢の支給額をある人から借りてきました。これは80代の人ですから、国民年金の方はきっと5年年金か10年年金だと思うのですが、この人は年間290,800円しか、この国民年金の通算老齢は貰ってないのです。たまたまこの人、働いておりましたから、厚生年金があたっています。この厚生年金の一連の支給額が352,500円です。合わせて643,300円です。

ところが、70才以上の方が生活保護を受けたら、これは1年間64万ですから、支給額月54,000円位なのです。ところが、生活保護を受けると、7万円なのです。7万円以上になります。ですから、この人の収入は生活保護以下だという事なのです。では何故、この人は生活保護を受けないのですか。そうすると、少しでも蓄え

があったら生活保護を受けられないのです。しかも、老人ですけどももっと先のことを考えて、生命保険に入っていると、それも解約しなさいとなる。私達の要求で、道は60才以上の高齢者に対しては葬式代として20万円の貯金は認めますと言っているのです。

ところが、20万円ではとっても老後が安心できませんから、もう少し貯金持っていると思うのです。それを全部吐き出さないと、生活保護を受けられない。こういう状況です。この人から、2ヶ月で107,216円くるのですけれども、ここから5,100円介護保険払っているのです。非課税世帯というのは、憲法で保障された最低生活を、この人から税金を取ったら、保障された最低生活が出来なくなる。こういう人からは税金をとらない。それが非課税なのです。ところが、この介護保険だけは、そういう人達からも一定の料金を取るし、しかも利用したら1割負担させるという状況なのです。まあ、沼田町では、枠を決めて一人5,000円の利用料に対する助成を出していますから、この点では他の町より優れているけれども、是非ともこういう人達が安心して、介護を受けれるような制度に変えていく事を要求すると同時に、町も是非知恵を絞って、幾らかでも今より進んだ政策をとってほしいなと思います。が如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）お話がありました、国民健康保険につきましてはこれは、おっしゃるとおり国の財政調整交付金が減少したことによって、それぞれ保険料が引き上げられていっている訳でありますけれども、これは町村会も重点事項に挙げてまして、これは国の責任で財政調整交付金を増額すべきだと、元に戻すべきだと要望をしているのであります。しかしながら、今日的な国の財政状況の中で、非常に厳しい回答しか参っておりませんで、中々実現は難しいのかなと思っておりますけれども、私も病院にかかっておりまして、2割から3割の負担になりますと、なるほどこれは大変だという実感をもって通院している訳でありますけれども、是非ともそういう意味では、税金が高くなることによって未加入者があつたり、未納者があつたりと、国保財政も札幌市などは非常に大変な状況になっているというお話も聞いておりますが、これは札幌だけでなく全国的にもそういう状況になってくだろうと懸念されておりますので、更に町村会等を通じてこの制度の改善について要望させて頂きたいと思ひます。

特に合わせて要望しておりますのは、介護保険についても国保の二の舞になるという事も、認識が私ども町村会にはありまして、そういう事は絶対許さない。とにかく国民健康保険といいますか、国民健康保険や年金或いは介護保険というのは、国の責任においてやるべきだ。そのやり方については、まだ論議されておられませんけれども、そういうものをやるべきだ。町村合併の質問事項なんかよく来るのであり

ますけども、その中でも私どもとしては、国或いは都道府県がやるべき事項というのは、こういうものがありますという事で挙げておりますのが国民健康保険・介護保険そういうものを挙げている訳であります、引き続き今申し上げましたようにそういう努力をさせて頂きたいと思います。

介護保険につきましては、沼田町の場合は生活保護を下回る場合の方については免除をしますという条例を作っておりますけども、これすら今、厚生労働省は、ようするに憲法違反だ、制度違反ですということで、そういう物事をやっている市町村についてはペナルティを掛けますと強力にきていますので、これは今町村の財政が厳しい折に抵抗を続けていて、そういうペナルティがかかるとすれば、これまた町民の皆さんにご迷惑を掛ける事になりますので、その辺の判断を十分やりながら、私どもとして、かなりの市町村がこの減免制度をやっておりますし、非常に不備があるという事を訴えている訳でありますから、平行してそのことをやりながら対応させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。ごみ収集有料化について、質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）まず、福祉の問題では是非頑張って頂きたいと思うのです。60才以上の医療費を無料にしていた市町村に対しても、すごいペナルティがきていたようですから、それに負けないで頑張ってほしいと思います。

さて、ごみ問題ですけども、ごみの問題というのは町長、使用料の値上げした時に、これは一部の人の利益という事で、やはり有料化にしなければ駄目だという事で、色々有料化しましたけれども、ごみ問題は全町民の問題です。ですからここに、税金を使うのは当然だと思うので、1袋80円なんて、とっても高いと言って私の所に電話きます。私もどうしようもありませんのでといって、是非町長には要求しますと言っておきましたけども、是非できるだけ、低額かに努力して頂きたいなと思っております。

それから、2番目の大型ごみ収集ですけども、これも秋から有料にするという話なのですが、するかどうか決まってないのかもしれませんが、春の大型ごみの収集に、私の近辺でもたくさん出たのです。それで私は、自分の所を集めにきたら手伝いに出なければならぬと思ったのですけども、何時来てくれるか分かりませんので、手間返しというつもりで緑町の方へ9時頃に行って、ここで1時間応援して家の所では免除してもらおうと思ったのです。ところが、雨降る中でゴミの山なのです。私はとうとう引き帰る事ができなくなりまして、4時までやらさせられました。本当に申し訳ないなと職員の皆さんにもですね、雨の中ですね9時の一服にはパンが当たりました。ジュースも当たりました。ところが、昼飯当らないのですよ。昼食抜きで4時までゴミ集めやったのです。ほとんど私は、本当に衛生組合員の皆さんには、頭が下がりました。職員もそうですけど。

あれはやはり、次は有料になるという事で、みんなこの際といって出したと思うのです。色々聞いてみましたが、あの大型ゴミ収集だけは、基準がないのです。有料化にするといっても、大きさが色々ありますから。それを一律で有料化するというのは中々難しいですから、この点は是非有料化にしないで、年2回集めるという事を是非やってほしいのですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）本当に、おっしゃられるとおり先般の衛生組合の、ゴミの搬出については本当に心からお礼を申し上げたいと思いますが、いずれにしても残念だったのは、今おっしゃられるように自分のゴミを積んで下さいというのですけども、非常にお手伝いの方が少なかったというのが、本当に残念で仕方ありません。それと雨が降っている中でありました、私も朝歩いた時に一通りぐるっと拝見して頂いて、ふとん類の出ているのが非常に多くて、中にはきちっとビニールを掛けて水分を含まないようにしてゴミを出してくれている家庭も何軒か見うけられました。やはりそういう事を思っ、出してくれているのだなと思って歩いていきましたら、そのままの状態に出しているのがありましたが、そうなりますとおそらく衛生組合の人達、積み込むのに水分の含んだマットですとかを大変な思いでやったのだと思うのです。ですから、ゴミひとつにしても住民の皆さん一人ひとりの判断といいますか、協力といいますか、そういうものが大事なのかなと思っておりますが、これらもう少しPRをしながら協力を仰ぐように努力をさせていただきますが、今お話ありましたゴミの関係については、今事務方から頂いている資料によりますと、13年度の排出したゴミの逆算をしますと、1世帯当りの月の負担額というのは、ゴミのだされるのは約700円と算出をしております。

先ほどから、申し上げておりますように、近隣の市町村では、長寿祝いといいますか敬老年金といいますか、こういうものまでもカットをしている町村が続出して出ている中で、私どもはまだ70才以上の皆さん方に、1万円ずつのお祝い金を出して約1千万近くの予算を要しておりますが、そういうものを考えますと何かを無料にするとすれば、何かを削らなければ生きていけない。その事をご理解頂きまして、是非とも月700円という金額ではありますけども、ご負担についてのご理解を賜りたいと思います。勿論財政上、色々なことの節減をしながら、こういう事が可能であれば、それらの先ほどお話のありました大型ゴミの収集の無料化についても、検討を加えさせて頂きたいと思っておりますけども、今のところ計画では秋に行われる大型ゴミの収集は、当初の予定通り有料で実施をさせて頂きたい。1戸の単位を約20kg前後にまとめて頂くということで、1個が300円程度のシールが必要になるだろうと今、もらった資料では書かれておりますので、そういう方向で今検討されております。

ちなみに、加入しております北空知のそれぞれの市町村。やはり、沼田町だけが無料で今までやっていたようなのです。その辺の均衡等も考えながら、有料に踏み切った訳なのですけれども、お話のように検討して秋の状況をみながら、或いは町の財政状況を見ながら、無料にする方向ができるかどうかとも検討させて頂きたいと思います。一度無料と言いますと、今度有料化にするためには相当な説明もいりますし、努力もしなければなりませんので、その辺の判断も十分議会とも相談をさせて頂きながら、とりあえずは秋の実績がどうだったかという事をご報告申し上げ、明年度の予算の中で、どういう方向でいくかという事もまた検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。それでは次に、13番。大沼議員。障害者支援費制度についてを質問して下さい。

○13番（大沼恒雄議員）13番、大沼です。支援費制度についてお尋ね致します。今年の4月より施行導入されました、新しい福祉サービスであります、支援費制度なのですが、国が2003年度社会保障総額19兆5千億、そのうち支援費制度に3,300億の予算を計上しております。社会福祉基礎構造改革の中でも、介護保険制度に並ぶ最大の制度改革であるという振れ込みであります。

しかしながら勉強不足という事もありまして、あまり理解されておられません。そんな中で、今までの置制度から利用者が自らこの施設等を選択し利用できるサービスになったと、概ねこういう事であろうと聞いております。ただ、支援費制度につきましては、提供者これは行政側というのですかね、それと利用者の関係が大きく変化しているようにも思います。

沼田町において、この制度をどのように考えているかお尋ねしたいと思います。また、利用者を支援する仕組みの整備と致しまして、情報提供相談支援体制がとれる相談窓口の設置、これが規定されておりますけれども、これはどのようになっているのかお知らせ願いたいと思います。また、利用者の利用料金についてはどのようになっていますか、また国・道の助成それから町の負担がどのようになっているのかお尋ね致します。

それから、ケアマネジメントの体制の取り組みについてまた、広域行政というのですか、広域連合というのですか、沼田町においてこの支援費制度をどのように考えていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）お尋ねの支援措置から支援に変わったという事で、それぞれまた市町村に業務が降りてきた訳であります。国は行政改革の一環ということで、色々な事業をこのように市町村に落としてくるのでありますけれども、落とされた市町村は財源が付いてこないものですから、非常に困るといいますか、今盛んに論

議されているように、仕事をよこすのであればお金もつけてよこしてもらわないと困りますという事なのですが、どうもそのようにいかない。その中で、この支援制度も法律が変わった以上、町村としてもそれをやらなければならない。そのような非常に悩んでいるところでありますけども、現在のところ、今度健康福祉課から住民生活課に名称が変わりますけども、その中で保健士或いは、ケアマネージャー等が相談する窓口を設けまして、相談に応じていきたいと思っております。

それから利用者の料金につきましては、これは所得によってそれぞれの受益者が負担することになっておりますので、一概に言えませんが、もし必要であれば後ほど措置費の負担表一覧表をお渡ししたいと思います。現在の所、それぞれの色々な事業があるのありますけども、その中で町が持っている分についてといいますか、利用者から全く負担をしないで実施しているのは、北空知子供療育センターに通所する子供さん。発達の遅れに対する早期治療の観点から、これは必要だという事で、これは町がもっております。それ以外については、先ほど申し上げました所得によって自己負担がある。その差し引いた半分が国、4分の1が道、残りの4分の1が町ということで、それぞれ負担をさせて頂いているところであります。

ちなみに、かなりの知的障害者の制度上のあれがあるのでありますけども、人数的にもそれぞれ入所している施設だとか、色々ありますのでこれまた必要があれば後ほど渡したいと思いますけども、そのような中で実施している国・道・町の負担割合はそうようになっておりますし、料金についてはそのような事で、それぞれの事業の内容によって料金が違って負担割合がそうになっている。その辺を、ご理解頂きたいと思えます。

あと、今度のそういう制度についての進め方でありまして、出来るだけ民生委員協議会等でそういう制度の変ったのを十分周知をしながら、或いは役場の相談の窓口を広報紙で住民の皆様にお伝えしながら、十分気楽に相談が出来るような体制で進めたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）一再一 町長、ケアマネージメントの体制の取り組みが今、答弁漏れあったので改めてお尋ねしたいのですが、支援費制度というのですか、これケアマネージメントの仕組みは制度化されてないようですね、それから支給の決定も各自治体が決定するという事になっているようなのですけども、障害者の俗に言うニーズに則した考え方ですか、これがあるとしたらケアマネージャーの育成というのが非常に大事になってくるのではないかと私は思うのです。現在聞いたところ、課で、嶋田さんというのですか。ひとり一生懸命窓口になってやって、その後、課の中で皆さんで対応してやっているというふうには聞いているのですけども、一般事務職の方が、今現在使っていない人数、利用されていない人数というのです

か、少ない人数の中だから対応できると思うのですが、実際このケアマネジメントという事につきましては、障害者のニーズを把握したプランニングが必要になってくるのではないかと考えています。

そういった窓口にいる方が、ケアマネージャーになるべきではないかと思います。また、そういった意味では国は、障害者ケアマネジメント体制整備推進事業というものがありまして、ケアマネジメント従事者養成研修を受けるように進めているという話も聞きます。ですから、ケアマネジメントサービスの提供、この体制の整備については、今後障害者ですか、今まで町でみていた身体障害者のみならず、知的・精神的障害者の在宅サービス。これが増えてくるのではないかというふうに、懸念されるわけです。それと同時に、障害者の早期高齢化と家族の高齢化も予想される。

また、障害者ですから何時、健康な人が障害者になるか分からない。中途障害者の増加、これを考えた時に、本質的な意味で選択できる制度だと考えて町がサービスを充実させていくべきではないかと私は思うのですが、そのために、できればこのケアマネジメント体制、町も住民生活課かな、今のケアマネージャーも介護保険の方ではいらっしゃいます。ただ、どうですか障害者がこういった形で段々増えてきた時に、果たしてその人達が今の持っている仕事の他に対応できるのかなという懸念がありますので、なるべく早めに余りお金の掛からない状態であれば、このケアマネジメント体制、早く取り入れて障害者が出た時に、より良い生活に繋がっていけるような体制を町が作っておくべきではないかと思うのですが、町長如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられることも、理解できるのですが、今の状況の中で専門的に専任職員をそこに置いてということは、中々難しいだろうと思いますので、お話ししました現行の保健士の体制で研修会等もあるようでありますから、派遣をしてより専門的な知識を吸収してもらい、難しい問題についてはまた、保険所等ともよく相談する体制を組んで頂いて対応させて頂きたいと思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）一々町長今のは前向きな形として、私捉えたのですが、ケアマネージャーを増やして下さいということではなくて、今後増えてきた場合、例えばケアマネジメント、今のいう障害者のその人をよく分かっている人がやはりケアマネージャーになるべきですと、施設の増加だとかそういったものが出てきますので、現行の体制の中で確かに町の財政も大変だと思います。しかしながら、将来を見据えた形で、ケアマネジメント体制を作っていけるという

事で、私理解してもよろしいでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）勿論こういう制度が移管になった訳ですから、今申し上げましたように、保健士等を研修会に派遣しまして、それでも尚且つ専門的なあれで対応できないとすれば、どういう方法が良いのか、また検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。それでは、以上で、町長に対する一般質問を終わります。ここで、暫時休憩を致します。

時分 休憩

時分 再会

○議長（吉田好宏議長）それでは再会を致します。教育長に対して、一般質問を行います。通告順に順次、発言を許します。6番、山田議員。小中学校及び幼稚園の校舎、施設等の維持改善について質問して下さい。

○6番（山田英次議員）6番、山田です。ご存知のように、沼田小学校、中学校及び幼稚園の施設。これを聞いたのは、皆さんお分かりのように沼田町の2万の人口を数えたのが、昭和28年頃だと思うのです。その頃は、小学校が9校、中学校が5校ございまして、当時の数字でいきますと、小学校がおよそ2,770人、中学校が5校で1,334人ということで、昭和28年頃はそういう数字だろうと思っております。

ちなみに現在は、小学校が232人、中学校は120人という事でございます。小学校が今の現在の校舎になったということは、恵比島さんが最終的に昭和52年に統合されまして、今の校舎が39年に全面的に道路側の新設をされ、それから体育館との中間に、昭和49年に増築されたという経緯がございます。その頃の小学校の生徒数がおよそ700人だと思っております。それで、今現在232人ですから、およそ3分の1くらいの数字かなと、そうすると当然校舎も大分余裕があって教室も大分残っているというか、使っていない教室があるのかなという事でお尋ねしたい。

当然中学校も、同じ数字で45年に5校が統合されて45年に卒業生が出た、そのころの中学校の生徒数が700人程度いたのですか、それが、卒業生が現在120人ということになるだろうと思っているのですが、ちょっと数字の方が平成の部分抜けているものですから、ちょっと質問するのには支障があるのかなと思うのですが、一番多い時の生徒数からいくと小学校が33%、それから中学校が22%くらいの激減された数字でないかなと思っているので、その数字に当てはまった教室の利用が、どのような状況になっているのかなということで教育長にお尋ねしたいという事でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）確かに、統合した頃の数からみますと、3分の1弱になっている事は事実であります、今ご質問の、それでは教室が空いているのではないかという事でございますが、実質的に今現在小学校の空き教室は、2教室でございます。それから中学校の空き教室は1教室であります。それでは、今まで生徒がいたのに何故もっと空いていないのかという質問になるかと思います。

ご承知のとおり、色々効率的な教室の使い方をしておりまして実質、今申し上げたのが空教室ということでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○6番（山田英次議員）一再一 一昨日、教育委員会からもらった資料なのですが、確かに当てはめて書いてあるので、空いている教室はございませんという事で、という事は普通教室が11個、理科が1、音楽が1、図工・工作室が1、家庭教室が1、視聴覚室が1、コンピューター室が1、図書室が1、特別活動室が2と、このように数字を並べると大体全部使って、二つくらい空いているのかなと思って居るのですが、実際に大きい三間半というのですか、四間半の五間のある、そういう教室に特別というか特殊な子供さんが、二人いて、そんな教室で授業されているのかな。心配というか、もうちょっと少人数は少人数のような教室で授業されたらどうなのかなと、中学校も全部当てはまることなのですが、特に小学校だけを重点にお聞きしたいと思っておりますが、小学校の今の職員室は正面玄関から入ると大体、入った人だと分かるのですが、子供の玄関と言うのですか、真中辺からグラウンドの方から入っていくと、職員室の管理者がひとつも管理の目が届かないという表現をしたらいいのか、ちょっとその辺があれなのですが、当時39年にあの校舎を建てる時には、ああいう事が普通な学校だということで、建てていったのだらうと思うのですが、昨今大変学校の中における事件、それから殺傷事件というのですか刃物を持って精神異常な人が校舎の中に入ってきて、そういう事件になる。そうすると、沼田の小学校も今の状態で安全なのだろうか、もう少し視点を変えて子供の方の視点でゆとりのある子供の教育をする。安全の教育をすれば、鉄筋コンクリートの家ですから対応年数がまだだから、ちょうされないのだと、こういうふうなことなのだろうと思うのですが、今の職員室をどこかに移すとか、もう少しガラス張りにするとか、子供との接点をもう少し広く持てるような校舎の考え方、改築の考え方がないのかな。

合わせて小学校の問題ですと、グラウンドの100mが取れないようなグラウンドの状況だ。これは昔から言っている事なのですが、あそこに壊れた家があって、それが無くなって少しは、あっちの方に伸びて行ってグラウンドが100m取れるのかなと思ったら、いやそのような事にならない。それから、体育館の屋根の雪が道路に落

ちるということを分かってて、道路を作ったのか体育館を作ったのかちょっとこっちも理解に苦しむのですが、何かある時にはあそこに縄を張って、ここは通らないで下さいという事で、初めから通ったら駄目なような道路を作ったのか、体育館を作ったのか分からないのですが、そういうような状態だと、ですから、もうちょっと安全だとか、ゆとりだとか、という前にやはり子供の視点から考えて、危ないからそこ通ったら駄目だよでなくて、危ないんだよと言う前にきちんと整備をされることが大事なんでないかなという気がするので、その点、教育長のお考えをお聞かせ頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）まず1点、学校の児童の学校管理の事だろうと思いますが、ご承知のとおり、この学校が出来あがったのは52年ですから、もう相当たっている訳です。本来であると、あちこち修繕をしなければならないので、本来であればですね、今風の学校を建設することが一番望ましいのですが、町長が言っていますように非常に厳しい財政上の中では、今の～で無理です。こういう事ですので、なんとか遣り繰りしながら運営しているというのが実態であります。それで、児童の安全ということですね。先ほど申し上げましたが、丁度真中からバスが降りて登校する訳ですが、その時には必ず先生が必ず立ち会って、子供を確認している訳です。そして、学校に入り終わった時点で、施錠しております。但し、体育ある時とか外に出る時には、施錠しておりませんが教室に入った後には施錠しておりますので、今言ったことはないのかなと思っております。

それと、今申し上げましたように、管理を全体的に、この職員室を違う方にまわしてとなると、相当な経費がかさむという事ですので、ご理解をして頂きたいと思っております。

それとグラウンドの100mの問題であります、実はこの間小学校の運動会がありまして、その時にも父兄の方が言うておりました。先生も校長も言うておりました。98mなんぼでしたかね、若干足りない。公認の記録がとれないのだと言うておりました。しかし、それは今の事情ではやむ終えないのかなと、一杯一杯向こうまで持っていってもどうなのかなという、当初のグラウンドとしてはこれで良かったのだでしょうけども、今ではそのような実態で中々100mはとれないというのが実態であります。

それから、3番目の体育館の落雪の問題ですが、これ道路がたしか後からついたのでないかなと思うのです。その、ぐるっと沼高にもつき抜けて回れるように、改善したのだと思いますが、結果的には体育館の雪が歩道に落ちるという事で、冬はなるべくあそこを通らないようにと学校では指導している筈です。夏は問題無いと思うのですが、そういうような実態ですので、中々これを変えらなければ、これ

また大変な経費が掛かるということでご理解を頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、6番。

○6番（山田英次議員）一々々々々 今の時勢だから、お金がちょっと掛かってもう大変なのだと、今、この話をするの大変だと思うのです。ですけども、小学校は39年に全面校舎が建ったときに、後ろの校舎を壊してなったのだと思うのです。あの時には、向こうの方の、その校舎の後ろの方には警察だけがあって、今の普及所だとか開発は無かったのだと思うのです。その時には、ものすごい景気が良くて、大変お金もあつたのだらうと思うのです。その時に手配をしないで、今、困ったから子供に我慢をせ、というような言い方に聞こえる部分があるので、だから先ほど、ある議員さんがあれもせい、これもせいと言うと私がいうと、またあれもせいこれもせいで、お金がないのにと思うので私は言いたくないのですが、子供がどうやって思って、教育されていくのかな。やはりお母さんはお母さん、お父さんはお父さんの立場で考えるのだらうと思うのです。あまりこういう事は私、8年間議員をさせて頂いたのですが、あまりこの校舎の関係の話は1回も聞いた事が無いような気がするので、8年前から今の生徒数とそう変わらない、教室と生徒数の比例だと思うので、ひとつ何とかどこか遣り繰りして、子供らに素晴らしい教育の場を与える、これからの沼田を背負っていく子供達に安心した素晴らしい校舎で学ばせてやりたい。そういう事が、ひとつの原因だと思うし、先ほどある議員さんから高校の話も出ました。素晴らしい国立高校へ入学するような高校になる。それには小学校、中学校、やはり幼稚園からそういうような教育の場を作ってやる。それもひとつの大人の仕事ではないのかなと思うのですけども、教育長どうやって思っているのですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）まさに、山田議員さんのおっしゃるとおりだと私は思っています。まあ、将来的なことと言いますか、これから色々な中学校の学校の整備もありますし、総体的な事を考えてこれから検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですね。はい、休憩致します。

時分 休憩

時分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。12番、橋場議員。教育基本法に則った教育を進める問題、中央教育審議会の答申について質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）通告書に書いてあるとおりなのですが、こんな状況で本当に審議会のていをはしていないというような事が書かれていたのを読みました。それは、後ろの方に書いていました中教審の公開した議事録を見ると、そうい

う状況だったという書き方なのです。ようするに審議会委員は、勝手な事を言い合って殆ど意見がまとまらず、そこへ今度行政側から、官の方からこのような方向で決めてくれと、どんどん持ってきて押し付けられる。憲法改正の方向を教育基本法の中でも推し進めている状況なのだそうです。私はこの、答申の中に愛国心だとか郷土愛だとかというものを教育しないから、子供が乱れるのだという事を中身に書いてあるというそうなんですけど、私この教育基本法をですね、まだ暗記はしていませんけれども、読むたびに本当に素晴らしい中身だなと思っている訳なのです。

まる2の中には、我々は個人の尊厳を重んじ、真理を平和を引き寄せる人間の育成をきすすると伴に普遍的にして、しかも個性豊かな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならないと書いてあります。3番目には、ここに日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して新しい日本の教育の基本を確立するために、この法律を制定するといつて、第1条では、教育の目的に、教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真の正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の教育をきして行なわなければならない。これをきちっとやったら愛国心が自然に出てくるのではないのでしょうか。問題は、教育基本法を変えるのではなくて教育基本法に則られたような中身の教育がやられていないという所が問題ではないかと私はそう思うのです。

教育基本法はきちんとかうあるのだけれども、それに則らない学習指導要領が、全く反するようなものが出てきて、教育はもう本当に基礎的な学力や道徳を身につけるものではなくて、先ほどちょっと町長が大学進学のための高校というような、出たけど、教育がそういうふうに競争と上からの管理と、これが強化される中で、子供達の心が歪んでいつているのだと思うのです。

私、前にも紹介したと思うのですが、1年生の女の子がこういう作文を書いたというのです。「こんなだったらいいな」という題だそうです。「私がね、教壇の上に立って、先生方が前に座ってる。私が、先生ここが分かりませんと言ったら、先生方がはい、はいと手を挙げて、私がなにになに先生と言ったら、その先生が答えてくれる。私がよく分かったら、よく出来ましたと言めてあげる。」こんな作文なのです。こういう教育を本当に実践するべきだと思うのです。競争ではなくて、全ての子供達が本当に分かってくれるという、分かる授業がやられたら、その中で教育基本法の中にいわれている、教育は人格の完成を目指し平和的な国家及び社会の形成者。自分が平和的な国を作ってる一員となるのだという自覚ですから、国を愛さない筈がないのです。それを今更何で、愛国心を養うとか、郷土愛を養うといつてこなきゃならないのか私には分からないですね。

憲法があつて労働基準法があります。労働基準法の下には、労働安全衛生法というのがあります。その中にはもう、本当に階段の高さは35cm以下でなければなら

ないとか全部細かく決まっています。それと同じように、この教育基本法の中から、学校の中で不備な問題があったらいくらでも法律できるのです。それを何故、教育基本法を変えなければならないのか、私はおかしいと思うのですけど教育長どうでしょう。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）国家レベルの質問ですので、私答弁に寄与する訳ですけど、ただ色々な本を読んだり審議会の色々な経過を聞いておりますと、ご承知のとおり、この現行法が制定されたのは昭和22年ですから、半世紀以上経っているわけです。そういう状況の中で、確かに橋場議員さん言われるようにこの、現行法のとおり全ての教育をされれば、こういう改正するのは無いというのが原点だろうと思うのです。

ところが、実際問題、絵に書いた餅のような基本法では駄目だというような論法が出ています。その中で、現実的にこの基本法の中に新しい時代にあった理念を入れていくべきだというのが今回の答申なのです。そういった事で、色々な方々のコメントがある。しかし、そのコメントにも色々な難しいことがありまして、せいちょうかんにおいても与党は今回の国会には提出することを断念したようでありますから、もう少し国民的な議論を深めて、この基本法を検討してはどうかという事ですので、私の立場からはこれくらいしか申し上げられませんので、ひとつご理解をして頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再― これ何処が古くなったのでしょうか。合わなくなった所あるのかどうかです。あのですね、憲法にいても同じような半世紀経ちましたという事で、いうのですけども、その半世紀たった憲法が益々輝いているのです。1999年にオランダのハーグで、世界市民平和会議というのが開かれました。100カ国以上から1万人参加したのだそうです。ここの中で決めた、公正な世界秩序のための基本10原則というのを決めたのだそうです。第1番に何が挙がったかという、第1項には、各国議会は日本の憲法9条のように自国政府が戦争することを禁止する決議をすることと、第1番に掲げたのです。全然古くなっていないのです。今、世界の中で輝いているのです。私はやはり教育長、国会というけどそうではないのです。この状態が本当に教育の中で、沼田の教育でもそういうふうになれば、本当に競争原理で積み重なっている訳でしょ。言ってみれば、進学の話ありましたけども、相手を落とさなかったら自分が上がっていけないのです。そういう教育ではなくて、さっき言ったように、全ての子供が分かるような教育に私はいつも、指導要領の問題でもいつも貴方とは対決しなければならない。教育長は沼田町の教育長ですから、国にもっとどんどん文句を言って、例えば山田議員さん言っ

た学校のグラウンドの整備やなんかでも、国にもっと金を出させなければだめですよ。そういう事もやはり、国に対して教育長うんと文句を言うようにしなければ、どういう訳か知らないけれど、行政職から教育長になったせいか、もう反抗するという事がないような感じで、是非ともやはり沼田町の教育長という立場で国に要求してほしいなと思ってます。

とにかく、この基本法を変えなければ、子供達良くなならないというのが分からないのです。教育長。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）この現行法の、基本法を貫いている不変的なものとして個人の尊厳だとか、先ほど橋場さんが申し上げました、人格の完成ですか、それから平和的な国家及び社会の形成者などの、こういう理念は今後も大事にしていくという事ですから、まずこの理念を大事にしながらですね、先ほど申し上げましたように新しい時代に則したものをに入れていかなければならない。それと今、競争原理は駄目だと言っておりますけども、私は今の教育で逆に横並びの教育は良くないと思っております。ある程度は、ある程度は競争していかないと、子供は伸びていかないのです。ですから、横並びはもうこの辺で改めていかなければならないのではないかと、こういう事も今回の改革に入っていると思っておりますのでご理解を頂きたいを思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番よろしいですね。以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって、一般質問を終了致します。

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会議に付議された案件は、全て終了致しました。よって会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決しました。これにて、平成15年第2回沼田町議会定例会を閉会を致します。大変、ご苦労様でした。

19時40分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員